

# 財形保険



ご契約のしおり・約款

財形積立貯蓄保険 |

財形住宅貯蓄保険 |

財形終身年金保険 |

この「冊子」は、ご契約に関する大切な事項を記載していますので、  
ぜひご一読ください。

# はじめに

「ご契約のしおり・約款」を受け取りになられたお客さまに



この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。

ご契約のしおり  
(6~50ページ)

契約内容（約款）のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。  
詳細は約款をご覧ください。

約款  
(54~110ページ)

契約から保険期間の満了、保険金の支払いまでのとりきめを記載したものです。

## 「ご契約のしおり」の手引き

本冊子「ご契約のしおり」では、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、本冊子をお読みください。



知りたいことが  
書かれている  
ページを探すときは…



分からないことばが  
あったときは…

ページ順を探す



「目次」 2・3ページ



「用語解説」 112~114ページ

目的で探す



「こんなときには?」 4・5ページ

この冊子は、平成22年4月現在の取扱いを説明しております。不明な点がありましたら、その時点での最新の取扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」116ページにお問い合わせください。



# 「ご契約のしおり」本文の見かた

<この見本はイメージです。>

## 5 保険料の払込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

### ▶ 一時的に保険料の都合がつかないとき

#### ●保険料振替貸付 □①

一定の範囲内の保険料に相当する金額の貸付けを受けていただき（利息をいただきます。）、これを保険料に充当する方法です。

### ▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

#### ①保険金額の減額変更 □②

保険金額および特約保険金額を減らすことによって、以後の保険料を少なくする方法です。

#### ②特約の解約 □③

特約を解約することで、以後の保険料を少くする方法です。この場合、解約された特約の保障はなくなります。

### ▶ 保険料の払込みを中止して契約を有効に継続したいとき

#### ●保険料の払込みの中止（保険料払済契約への変更） □④

保険料の払込みを中止し、それまでいただいた保険料に見合う額に保険金額を減額する方法です。

#### ⚠ ご注意

- 上記の「保険金額の減額変更」や「保険料の払込みの中止（保険料払済への契約変更）」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲での取扱いとなります。

74

ページ番号

## 大タイトル

「もくじ」のある項目がタイトルになっております。

## 見出しコピー

そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。

## 小タイトル

大タイトル以下の、さらに項目分けしたタイトルです。

## ご注意

特に注意いただきたい事項を説明しています。

### 欄外のマークについて

次のようなものがあります。

#### □ 00P 参照

・関連する情報が記載されているページを案内しています。

#### 📞 問い合わせ先

・詳しい内容の問い合わせ先を案内しています。

#### 💻 HP 参照

・関連するホームページを案内しています。

# 目次

## ご契約のしおり部分

・この冊子の手引き	0ページ
・こんなときには?	4ページ
・用語解説	112ページ
・問い合わせ窓口	116ページ

契約に際して	1 当社と郵便局との関係	6ページ
	2 当社の商品を取り扱う生命保険募集人	7ページ
	3 加入の制限	8ページ
	4 契約の保障(責任)の開始時期	10ページ
	5 クーリング・オフ制度	11ページ
	6 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ	13ページ
	7 当社からの契約内容などの確認	13ページ
	8 申込み手続きの際の注意点	14ページ
特長としくみ	1 財形積立貯蓄保険(新財形商品)	16ページ
	2 財形住宅貯蓄保険(新財形商品)	17ページ
	3 財形終身年金保険(新財形商品)	18ページ
保険金などの請求	1 保険金などの請求方法 指定代理請求制度	20ページ 22ページ
	2 基本契約の保障内容	
	1.財形積立貯蓄保険(新財形商品)	24ページ
	2.財形住宅貯蓄保険(新財形商品)	25ページ
	3.財形終身年金保険(新財形商品)	26ページ
	3 保険金などを支払いできない場合	28ページ
	4 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例	30ページ

<b>保険料の払込み</b>	<b>1 保険料の払込方法</b>	<b>32 ページ</b>
	<b>2 保険料の払込猶予期間と契約の失効</b>	<b>33 ページ</b>
	<b>3 保険料の払込みが難しい場合</b>	<b>34 ページ</b>
<b>契約後の取扱い</b>	<b>1 住所などの変更に伴う各種手続き</b>	<b>36 ページ</b>
	<b>2 契約者配当金</b>	<b>37 ページ</b>
	<b>3 契約の解約と返戻金</b>	<b>38 ページ</b>
	<b>4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ</b>	<b>39 ページ</b>
	<b>5 ご契約者をはじめとした関係者の保護</b>	<b>40 ページ</b>
<b>税制など</b>	<b>1 税制上の取扱い</b>	<b>42 ページ</b>
	<b>2 財形持家融資制度の利用</b>	<b>45 ページ</b>
	<b>3 財形形成貯蓄活用給付金</b>	<b>46 ページ</b>
<b>個人情報および制度の案内</b>	<b>1 個人情報の取扱い</b>	<b>48 ページ</b>
	<b>2 生命保険契約者保護機構</b>	<b>49 ページ</b>

## 約款部分

<b>普通保険約款</b>	○財形積立貯蓄保険普通保険約款	<b>54 ページ</b>
	○財形住宅貯蓄保険普通保険約款	<b>71 ページ</b>
	○財形終身年金保険普通保険約款	<b>91 ページ</b>
<b>特則条項</b>	○指定代理請求特則条項	<b>107 ページ</b>

# こんなときには？

組織

申込みに際して

保険金や年金の受け取り

こんなときに…

こちらのページをご覧ください

かんぽ生命保険と  
郵便局との関係は？

→ 当社と郵便局との関係

6  
ページ

→ 当社の商品を取り扱う  
生命保険募集人

7  
ページ

この保険商品の特長は？

→ 特長としくみ

16  
ページ

クーリング・オフ  
(申込みの撤回) をしたい

→ クーリング・オフ制度

11  
ページ

保障は、いつから開始するの？

→ 契約の保障(責任)の開始時期

10  
ページ

保険金や年金の受け取りが  
できる場合は？

→ 基本契約の保障内容

24  
ページ

保険金や年金の受け取りが  
できない場合は？

→ 保険金などを  
支払いできない場合

28  
ページ

保険金や年金の請求方法は？

→ 保険金などの請求方法

20  
ページ

こんなときに…

こちらのページをご覧ください

住所や名前が変わった

→ 住所などの変更に伴う各種手続き

36  
ページ

保険証券の再発行は?

→ 住所などの変更に伴う各種手続き

36  
ページ

保険契約の保障内容の見直しをしたい

→ 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

39  
ページ

保険料の払込みが難しい

→ 保険料の払込みが難しい場合

34  
ページ

保険契約を解約したい

→ 契約の解約と返戻金

38  
ページ

用語がわからない

→ 用語解説

112  
ページ

相談・照会・苦情は?

→ 問い合わせ窓口

116  
ページ

# 1 当社と郵便局との関係

## HP参照

株式会社かんぽ生命保険の会社情報については、当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

## HP参照

郵便局株式会社の会社情報については、郵便局株式会社ホームページ(<http://www.jp-network.japanpost.jp/>)をご覧ください。

当社(かんぽ生命保険)は、日本郵政グループ会社の1つです。郵便局(郵便局株式会社)に、当社の業務の一部を委託しています。

- 当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループ会社の1つである「郵便局(郵便局株式会社)」に委託しています。



## 2 当社の商品を取り扱う生命保険募集人

当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の職員)は、保険契約の締結の代理権はありません。

- 保険契約は、お客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 契約が成立したときには、**申込みの承諾**の通知に代えて、ご契約者に「**保険証券**」を勤務先を経由して交付します。



口頭では告知をお受けすることができません。

### 3 加入の制限

加入限度額の範囲内で申込みください。

#### (1) 加入できる方の制限

- 「財形積立貯蓄保険」、「財形住宅貯蓄保険」および「財形終身年金保険」では、ご契約者および被保険者が同一人（財形終身年金保険では、年金受取人も同一人）で、かつ、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者であることが必要です。

##### 【財形法第2条第1号】

「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいいます。

- 保険料が事業主による賃金控除・払込代行が行われる必要があることや、事業主が親族の場合には、財形法上の勤労者と認められることが必要（例：事業主と同居し、生計を一にする親族は勤労者に該当しないなど）であることなどの要件を満たす必要があります。
- なお、これらの要件に適合しない場合には契約は無効となります。

#### (2) 加入できる契約数の制限

- すでに財形法上における勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を、すでに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結することはできません。

### (3) 加入できる払込保険料および年金の限度額

- 当社(かんぽ生命)の保険契約については、法令により、被保険者1人について、加入できる払込保険料総額および年金額などの限度(加入限度額)が定められています。
- 加入限度額を超えた申込みがあったときは、その申込みは引受けできません。
- 基本契約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約を解除することがあります。
- 「財形積立貯蓄保険」および「財形住宅貯蓄保険」の払込保険料総額の加入限度額  
被保険者1人につき……550万円
- 「財形終身年金保険」の年金の加入限度額  
被保険者1人につき……年額の合計90万円
- 被保険者が「簡易生命保険契約」①に加入されているときには、当社の生命保険に加入できる「払込保険料の総額」または「年金額」は、上記の金額から、簡易生命保険契約の「払込保険料の総額」または「年金額」を差し引いた額となります。

**財形商品については、上記の加入限度額の他に関係法令による払込保険料総額などの制限があります。**

#### ①解説

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構②が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

#### ②解説

日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人(<http://www.yuchokampo.go.jp/>)

## 4 契約の保障（責任）の開始時期

### 約款参照

財形積立約款・財形  
住宅約款・財形終身  
年金約款「第3章」

当社が契約の申込みを承諾したときには、「第1回保険料（第1回保険料相当額）の払込み」が完了したときから、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障（責任）を開始します。申込みをしただけでは保障は開始されません。

### ①しおり14P参照

「申込み手続きの  
際の注意点」

- 当社が契約の申込みを承諾するかどうかは、加入限度額などに関する内容などを考慮して判断をします。
- 当社が契約の申込みを承諾したときには「**承諾の通知**」に代えて、ご契約者に「**保険証券**」①を勤務先を経由して交付します。



## 5 クーリング・オフ制度

申込日から、8日以内であれば、契約の申込みの撤回（クーリング・オフ）ができます。

- 申込者またはご契約者は、「保険契約の申込日」または「第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面による通知により、契約の申込みを撤回（契約成立後は解除。以下、このページでは「撤回など」といいます。）できます。
- 申込みの撤回などがあったときには、すでにいただいた保険料は申込者またはご契約者に返します。
- なお、保険証券が到着したときは、郵便局（郵便局株式会社）または当社の支店にご連絡ください。

### ●クーリング・オフの例



- 4/12までの8日間が、クーリング・オフの申し出ができる期間です。
- 郵送の場合は、4/12までの消印が有効となります。

### 【通知方法】

#### ●契約の申込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

##### ①来店の方法

次のものを持参の上、もよりの郵便局（郵便局株式会社）、または当社の支店まで申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類（健康保険証、運転免許証など（原本））
- イ 第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証
- ウ 印鑑（申込時に使用したもの）

##### ②郵送の方法

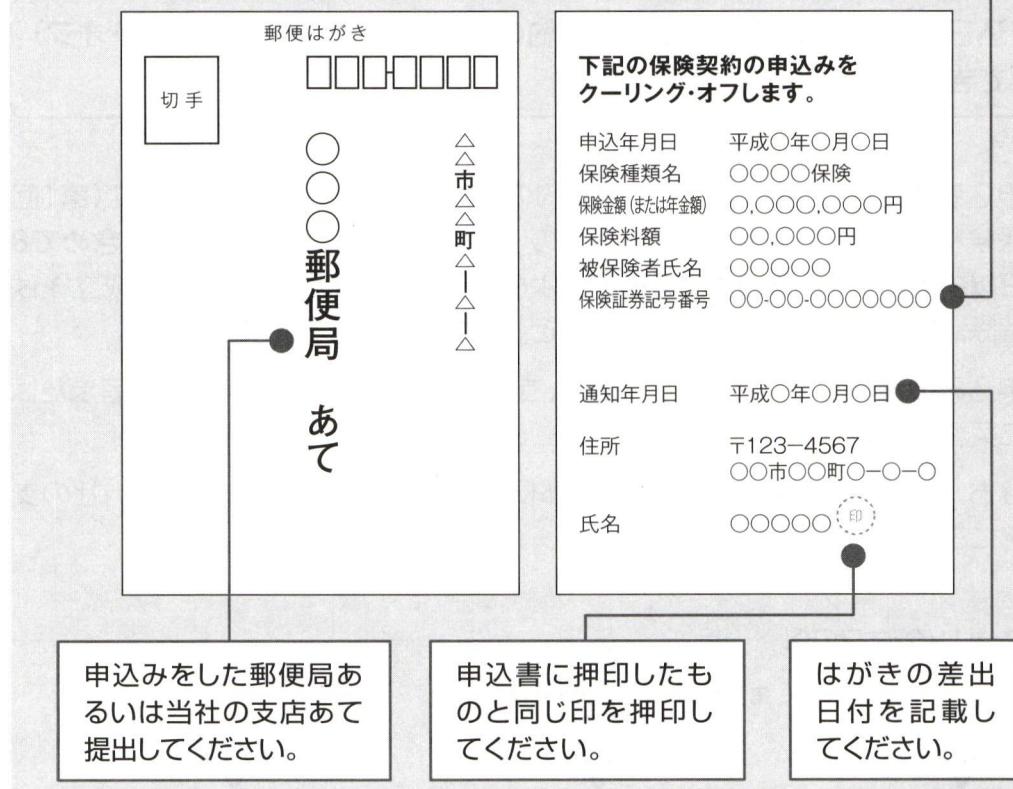
以下のハガキを、郵便局（郵便局株式会社）または当社の支店あて郵送してください。

郵送のときは「8日以内の消印までが有効」となります。



## 【クリーリング・オフはがき記入例】

保険証券の郵送を受けたときは、記載してください。



## 6 現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ

現在の契約を解約、または保険金額の減額をして、新たな契約の申込みをする場合、ご契約者に不利益になることもあります。

### ！ご注意

- 現在の契約を解約、保険金額を減額した場合に支払う返戻金額は、多くの場合、いただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特に加入後短期間の場合は、返戻金額がまったくない場合や少ない金額となる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在の契約と新たな契約とでは異なることがあります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、保険料が高くなることがあります。
- 告知が必要な新たな契約の申込みをするときは、一般の契約と同様に「告知義務」があるため、健康状態などにより、新たな契約の引受けができないことや、その告知をされなかつたために、新たな契約が解除または取消しとなることがあります。



## 7 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または郵便局職員などの当社が委託した担当者が、契約の申込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際には協力を願いします。

## 8 申込み手続きの際の注意点

### ▶1 申込書は本人がご記入ください。

- 申込書は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人がご記入ください。



### ▶2 保険証券をご確認ください。

- 「保険証券」①が届きましたら、申込内容と相違していないかどうかご確認ください。

①しおり10P参照

「契約の保障（責任）の開始時期」

### ▶3 保険料領収証を勤務先にお渡ししています。

- 保険料を勤務先を経由していただいたときには、「当社所定の領収証」②(当社の社名が印刷されたもの)を勤務先にお渡ししています。



#### ⚠ ご注意

- 万が一、郵便局または当社の支店の社員が、お客さまからの「保険料」や「保険証券」などを「当社所定の用紙」によらず、名刺やメモでお預かりした場合、あるいは、「保険証券」をご確認いただき、申込内容と相違している場合や不明な点がある場合は、かんぽコールセンター（0120-552950）までお知らせください。



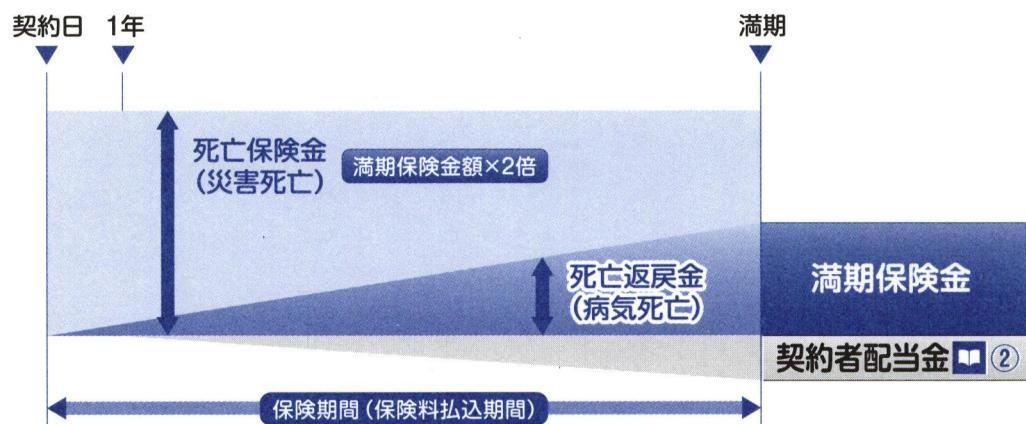
# 1 財形積立貯蓄保険(新財形商品)

①しおり24P参照

詳しくは「基本契約の保障内容」をご覧ください。

契約の目的	●勤労者の方の財産形成のための保険です。
商品の特長 ①	●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」  ●被保険者が保険期間の満了前に死亡したとき ⇒「死亡保険金」または「死亡返戻金」

## ●しくみ図



②しおり37P参照

「契約者配当金」

## ⚠ ご注意

●この商品では、次の取扱いはありません。

- ①ご契約者に対する貸付
- ②特約の付加
- ③契約の復活

## 2 財形住宅貯蓄保険(新財形商品)

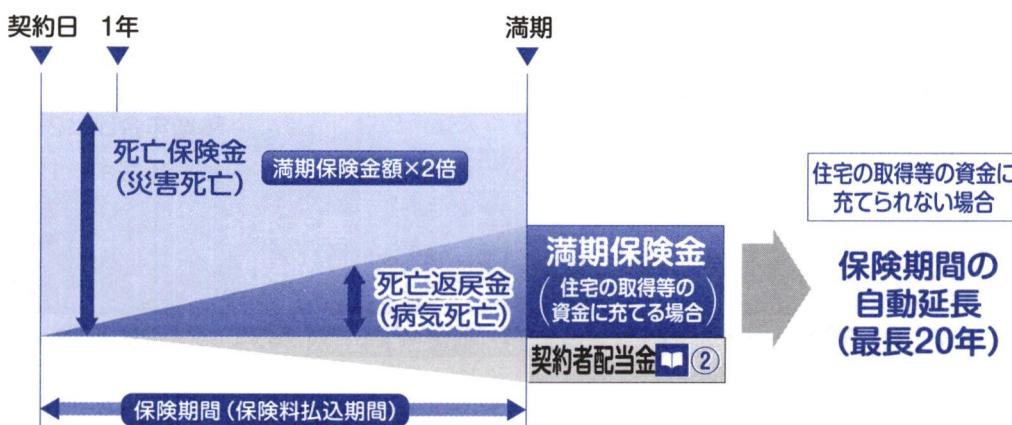
契約の目的	●勤労者の方の住宅取得を目的とした財産形成のための保険です。
商品の特長 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」</li> <li>●被保険者が保険期間の満了前に死亡したとき ⇒「死亡保険金」または「死亡返戻金」</li> <li>●「満期保険金」または「返戻金」を「住宅の取得」などの資金に充てるときには「利子非課税」の扱いを受けることができます。</li> </ul>

特長としくみ

①しおり25P参照

詳しくは「基本契約の保障内容」をご覧ください。

### ●しくみ図



②しおり37P参照

「契約者配当金」

### ! ご注意

- この商品では、次の取扱いはありません。

- ①ご契約者に対する貸付
- ②特約の付加
- ③契約の復活

### 3 財形終身年金保険(新財形商品)

①しおり26P参照

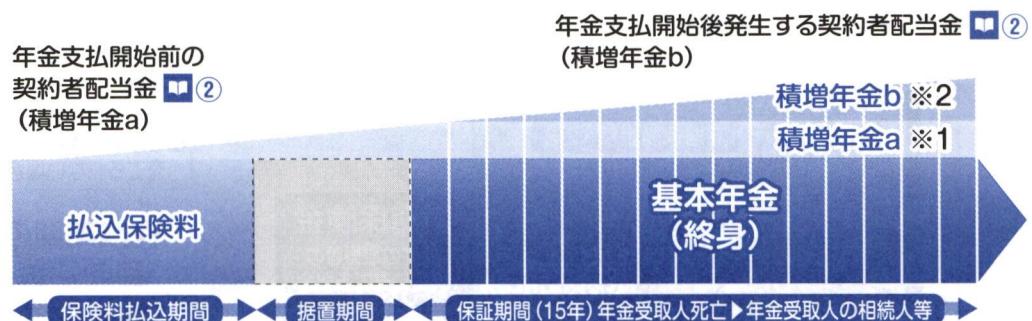
詳しくは「基本契約の保障内容」をご覧ください。

契約の目的	●勤労者の方の老後に向けた財産形成のための保険です。
商品の特長 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者(=年金受取人)が生存しているとき ⇒「基本年金」</li> <li>●被保険者(=年金受取人)が保証期間内に死亡したとき ⇒保証期間の満了まで「継続年金」</li> <li>●「年金」は、要件に該当するときは「利子非課税」の扱いを受けることができます。</li> </ul>

●しくみ図

②しおり37P参照

「契約者配当金」



※1 積増年金a

- 年金支払事由発生日の前日までに割り当てられる契約者配当金 ②を積み立てておき、年金支払事由発生日に年金を積み増します。(割り当てられる契約者配当金がない場合は、積増年金はありません。)

※2 積増年金b

- 年金支払事由発生日以後に割り当てられる契約者配当金を、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日ごとに、年金に積み増します。(割り当てられる契約者配当金がない場合は、積増年金はありません。)

ご注意

- この商品では、次の取扱いはありません。

- ①ご契約者に対する貸付
- ②特約の付加
- ③契約の復活



# 1 保険金などの請求方法



お客さま

## 1 満期の場合など

	請求できる 保険金	受取人
満期のとき	満期保険金	満期保険金受取人 (=ご契約者)
被保険者が 死亡したとき	死亡保険金または 死亡返戻金	死亡保険金受取人
年金を 受け取るとき	年金	年金受取人 (=被保険者)



## 2 「ご契約内容」□①を 「保険証券」および 「この冊子」で ご確認ください。

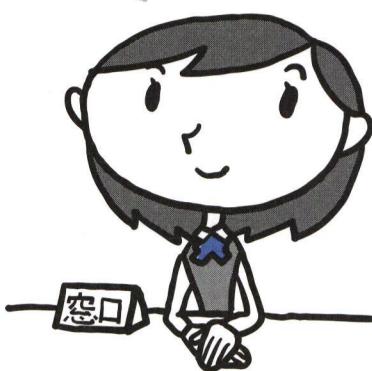


## 3 もよりの郵便局 (郵便局株式会社)、 かんぽコールセンター (0120-552950)、 当社の支店あて ご連絡ください。□②



郵便局/  
かんぽ生命保険

気軽に  
ご相談ください。



### ①参照

「ご契約内容」は、ご契約者に毎年10月に送付する「ご契約内容のお知らせ」や、当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)の「かんぽネットクラブ」でもご確認ができます。

### ②参照

被保険者のプライバシーに関することもお伺いしますので、保険金などの受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

### ③約款・HP参照

主約款の「別表(必要書類)」や「当社ホームページ」(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)

### ④約款参照

財形積立約款「第36条」、財形住宅約款「第40条」、財形終身年金約款「第35条」

## 4 請求にあたり、必要な書類のご案内をします。

## 6 提出いただいた書類の 内容を確認します。

## 7 請求を受け付けた日の 翌日から同日を含めて、 5営業日以内□④に 保険金などを支払います。

○なお、保険金などを支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や調査が必要な場合は180日以内に、保険金などを支払います。

## 5 請求に必要な書類□③を 用意の上、ご提出ください。

## 8 支払明細書により、支払い 内容をご確認ください。



## ご注意

### ●提出書類の費用負担

○請求の際には「戸籍抄(謄)本」、「住民票」などお客さまからいただく書類があります。これらの書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」になります。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

### ●事実の確認のお願い

○当社から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。確認の際には、ご協力ください。なお、事実の確認が必要な場合は、当社から保険金などを請求した方に通知いたします。

### ●保険金などの請求権の期限 □⑤

○保険金、返戻金その他諸支払金を請求する権利は「5年間」をすぎると、権利がなくなります。早めの連絡および請求をお願いします。

### ●被保険者が死亡したときのお願い

○被保険者が死亡したときは、速やかに、かんぽコールセンター(0120-552950)、郵便局(郵便局株式会社)または当社の支店にお知らせください。

### ⑤約款参照

財形積立約款「第37条」、財形住宅約款「第41条」、財形終身年金約款「第36条」

## ▶ 指定代理請求制度

保険金の受取人（＝被保険者）が保険金の請求ができない「当社所定の事情」がある場合、受取人に代わって、あらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が保険金の請求をすることができる制度です。

### 【当社所定の事情がある（指定代理請求ができる）例】

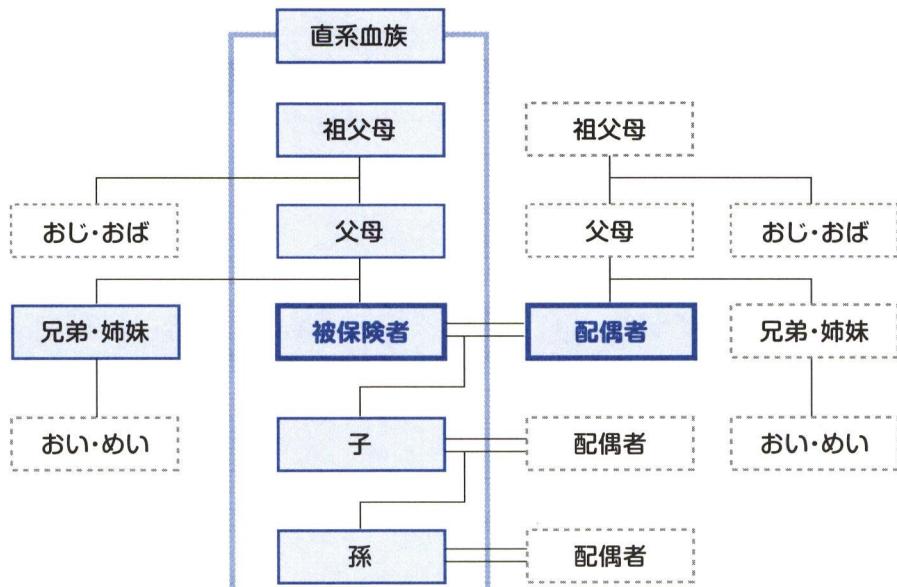
※当社が認めた場合に限ります。

- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
- がんなどの病名の告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき

- ご契約者は「被保険者の同意」を得て、あらかじめ次の範囲内で1人の者を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができるることをお知らせください。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族  
(例えば、祖父母、父母、子、孫)
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族(例えば、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい)

### 【指定代理請求人の範囲の例】



## 【指定代理請求人が請求できる保険金など】

- 満期保険金、重度障がいによる保険金、重度障がいによる返戻金、年金など

### ⚠ ご注意

- 指定代理請求人に保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- 指定代理請求人に保険金などを支払った後に、ご契約者、または被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 指定代理請求人ご本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の親権者などによる請求はできません。



## 2 基本契約の保障内容

### ▶1 財形積立貯蓄保険(新財形商品)

#### 保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
満期保険金	被保険者の「生存」中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	ご契約者 (満期保険金受取人)
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」 ②(例えは、交通事故)により180日以内に死亡したとき ②「感染症」 ②(例えは、コレラ)により死亡したとき	基準保険金額×2	死亡保険金受取人
死亡返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、上記の死亡保険金の支払事由以外で「死亡」したとき	主約款「別表2」に定める額	死亡保険金受取人
重度障がいによる保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」(例えは、交通事故)により「重度障がいの状態」 ③(例えは、両目が失明したなど)になり、その事故の日から180日以内に、その旨の通知があったとき ④ ②「感染症」(例えは、コレラ)により重度障がいの状態になり、その旨の通知があったとき ④	基準保険金額×2	死亡保険金受取人
重度障がいによる返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、「重度障がい」の状態になった場合で、上記の重度障がいによる保険金の支払事由以外のとき ④	主約款「別表2」に定める額	死亡保険金受取人

## ▶2 財形住宅貯蓄保険（新財形商品）

### 保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金受取人 □⑤
満期保険金	被保険者の「生存」中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	ご契約者 (満期保険金受取人)
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」 □①(例えば、交通事故)により180日以内に死亡したとき ②「感染症」□②(例えば、コレラ)により死亡したとき	基準保険金額×2	死亡保険金受取人
死亡返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、上記の死亡保険金の支払事由以外で「死亡」したとき	主約款「別表2」に定める額	死亡保険金受取人
重度障がいによる保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」(例えば、交通事故)により「重度障がいの状態」□③(例えば、両目が失明したなど)になり、その事故の日から180日以内にその旨の通知があったとき□④ ②「感染症」(例えば、コレラ)により重度障がいの状態になり、その旨の通知があったとき□④	基準保険金額×2	死亡保険金受取人
重度障がいによる返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、「重度障がい」の状態になった場合で、上記の重度障がいによる保険金の支払事由以外のとき□④	主約款「別表2」に定める額	死亡保険金受取人

●「満期保険金」は、財形法および財形法施行令に規定する方法により「住宅の取得」などの資金に充てることを要します。

●契約日を含めて5年を経過後、保険期間の満了前に「住宅の取得」などの資金に充てるため、満期保険金の請求があったときは、その日の前日を「保険期間の満了の日」として、満期保険金を支払います。□⑥

保険金などの請求

①約款参照  
財形住宅約款「第2条」(備考)

②約款参照  
財形住宅約款「別表1」

③約款参照  
財形住宅約款「別表3」

④参照  
「重度障がいによる保険金」または「重度障がいによる返戻金」の支払いをしたときは、契約は消滅します。

⑤約款参照  
保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、約款に基づき保険金受取人が変更となります。財形住宅約款「第20条」をご覧ください。

⑥約款参照  
財形住宅約款「第23条」

しおり28P参照  
「保険金などを支払いできない場合」もご参照ください。

### ▶3 財形終身年金保険(新財形商品)

#### (1) 年金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者(年金受取人)が ①年金支払事由発生日 ②年ごとの年金支払事由 発生応当日 に「生存」しているとき	基本 年金額	年金受取人 (=被保険者)
継続年金	年金支払事由発生日以後、 保証期間内に、被保険者 (年金受取人)が「死亡」し た場合で、その死亡した日 の翌日以後、年ごとの年金 支払事由発生応当日が到 來したとき	同上	年金継続 受取人

#### 【お願い】

- 継続年金を受け取る場合で、年金継続受取人が数人いるときは「代表者1名」を決めてください。代表者の方に継続年金を支払います。

#### (2) 年金の支払方法と受取方法

支払方法  ①	年金の支払方法は「年6回払い」です。 加入時に申込みをした年金額(基本年金額といいます。) を6回に分割し、「2か月ごと」に1回分を支払います。
受取方法	次の方法があります。 ①郵便局(郵便局株式会社)または当社の支店で受け取る 方法 ②指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限りま す。)の口座から受け取る方法

 ①約款参照

財形終身年金約款  
「第4条」

### (3) 年金の上乗せの支払い ②

- 年金支払事由発生日以後、「被保険者」または「その方の配偶者」が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人の請求により保証期間内の一定期間にわたり、もとの年金額に一定額を上乗せして支払います。

 ②約款参照

財形終身年金約款  
「第5条」

①責任開始時以後に「重度障がいの状態」 ③となり、請求時においても、その状態が継続しているとき

②6か月以上の期間にわたり「療養を要する状態」 ④となり、請求時においても、その状態が継続しているとき

- なお、年金の上乗支払をした場合は、年金上乗期間の満了日の翌日から保証期間の満了の日までの期間については、その間の年金を支払いません。

#### 【年金の上乗支払ができないとき】

- ①年金支払事由発生日から年金上乗期間の満了の日までが5年未満のとき
- ②上乗年金の支払回数が1回限りのとき
- ③すでに上乗年金の支払請求をしたものであるとき

 ③約款参照

財形終身年金約款  
「別表1」

 ④約款参照

財形終身年金約款  
「第5条」(備考)

 しおり28P参照

「保険金などを支払いできない場合」もご参照ください。

### 3 保険金などを支払いできない場合

次の場合には、保険金などの支払いはできません。

#### ▶ 1 重大事由による解除の場合

##### ①約款参照

財形積立約款「第12条」、財形住宅約款「第12条」、財形終身年金約款「第16条」

保険金などの請求

- 次のような「重大な事由」**①**に該当し、当社が基本契約を解除した場合は、保険金などの支払いはできません。

##### 【重大な事由】

- ①ご契約者または保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的または詐取させる目的で**保険事故**を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ②保険金などの請求について、保険金または年金の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
- ③その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

- この場合、当社は、すでに保険金や年金などの支払いをしたときは、その返還を請求することができます。

#### ▶ 2 詐欺による取消し、または不法取得の目的による無効の場合

##### ②約款参照

財形積立約款「第14・15条」、財形住宅約款「第14・15条」、財形終身年金約款「第18・19条」

- 「詐欺」**②**または「不法取得の目的」**②**により基本契約が成立したときは、その契約を取り消すことがあり、または無効となることがありますので、保険金などの支払いはできません。この場合、すでにいただいた保険料は返しません。

#### ▶ 3 保険料の払込みがなく、基本契約が「失効」した場合

- 保険料の払込みがなかつたため、基本契約が効力を失った（失効 **③**した。）ときは、保険金などの支払いはできません。

#### ▶ 4 加入限度額超過による解除の場合

##### ④しおり33P参照

「保険料の払込猶予期間と契約の失効」

- 払込保険料の総額や年額が「加入限度額を超える」ため、当社が基本契約を解除したときは、その解除後は、保険金などの支払いは行いません **④**。

#### ▶ 5 「保険金の支払事由」に該当しない場合

##### ⑤しおり30P参照

「保険金を支払いできる事例と支払いできない事例」

##### ⑥約款参照

財形積立約款・財形住宅約款「別表3」

- 「保険金の支払い」は、主約款に定める支払事由に該当する場合に受けることができます。主約款に定める保険金の支払事由に該当しない場合は、保険金の支払いはできません **⑤**。

- 当社の定める「重度障がいの状態」**⑥**に該当しないとき。

## ▶ 6 免責事由に該当する場合

- 保険金の支払事由に該当する場合であっても、当社の主約款に定める「免責事由」などに該当する場合は、保険金の支払いはできません。免責事由などは、次のとおりです。

### 保険金の支払いができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

免責事由	保険種類／保険金		
	死亡保険金	重度障がいによる保険金	重度障がいによる返戻金
ご契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失	○	①	①
被保険者の犯罪行為	○		
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○		
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○		
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故	○		
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○		
地震、噴火または津波(※1)	○		
戦争その他の変乱(※1)	○	○	

- ①「被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読みます。

※1 危険の程度により保険金を全額または削減して支払うときがあります。



## 4 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例

●保険金を支払いできる場合、または支払いできない場合の代表的な事例です。その他の事例についても当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)に掲載しております。

●契約の保険種類・加入時期によっては、取扱いが異なる場合があります。

### ▶事例 重度障がいによる保険金の支払い(障がいの状態と回復の見込み) <主約款(重度障がい)>

#### ○ 支払いできます。

事故によるケガで、両眼の損傷により失明した(回復の見込みがない)場合

#### ✗ 支払いできません。

網膜剥離により、矯正視力が0.02以下となつたものの、回復の見込みがあるため、現在治療中である場合

#### 説明

○重度障がいによる保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった「会社所定の感染症」または「偶発的な外来の事故」によるケガを原因として、被保険者の状態が約款に定める重度障がいの状態に該当し、その障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがなくなった場合に、ご契約者からその通知を受けて支払います。

○約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。

○重度障がいの原因となる「会社所定の感染症」または「偶発的な外来の事故」によるケガが保障(責任)開始時前に生じている場合は、契約の申込みに際して、その「会社所定の感染症」または「偶発的な外来の事故」によるケガについて告知いただいたとしても支払いの対象にはなりません。

お確かめください…





# 1 保険料の払込方法

## ▶ 1 保険料の払込方法

- 保険料は、勤務先がご契約者に支払う賃金から控除し、「財形貯蓄取扱依頼書」または「覚書」に基づいて勤務先（勤務先が財形事務を事務代行団体に委託しているときは、事務代行団体）が郵便局（郵便局株式会社）または当社の支店もしくは集金人に払い込むことになっています。

## ▶ 2 払込保険料額などの通知

- 「毎年2回」（勤務先が指定した時期です。）、すでに払い込まれた保険料の合計額、将来の保険金または年金の支払いのために積み立てられた金額および契約者配当金の額を記載した「財形貯蓄保険料払込額現在高通知書」を交付します。

## ▶ 3 払込代行契約による払込みの特則

- 「財形積立貯蓄保険」において、ご契約者が「転職、出向または転任したときで、転職先などの事業主が財形貯蓄契約の取扱いを行っていない場合」は、転職、出向または転任をした日から「2年間」に限り、事務代行団体との間で財形法に規定する払込代行契約を締結し、その締結の日から「1年間」に限り、事務代行団体を経由して保険料を払い込むことにより契約を継続することができます。
- ただし、失効した財形積立貯蓄保険の契約については、この限りではありません。

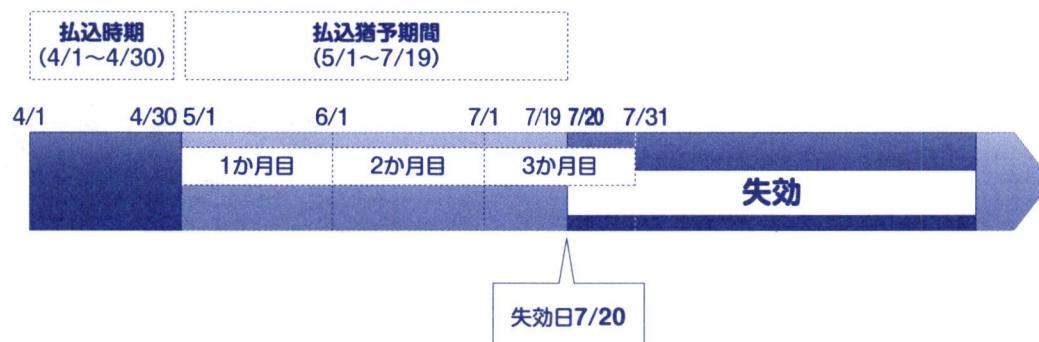
## 2 保険料の払込み猶予期間と契約の失効

保険料の払込みが遅れますと、契約は効力を失います。

- 保険料は、毎月末までに払込みください。一時的に、保険料の払込みに差し支えがあるときは、次の例のような「**払込み猶予期間**」が設けられております。
- 「**払込み猶予期間**」内に保険料の払込みがないときは、契約は効力を失います（「**失効**」といいます。）。保険金や年金の受取りができなくなります。



- 保険料の**払込み猶予期間の例** (20日が契約日のとき)



### ご注意

- 財形商品には、契約の復活の取扱いはありません。

### 約款参照

財形積立約款「第8・9条」、財形住宅約款「第8・9条」、財形終身年金約款「第11・12条」

### 3 保険料の払込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

- 下記の「保険料額などの減額変更」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取扱いとなります。

#### ▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

##### ①しおり・約款参照

「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客様へ」(13ページ)、財形積立約款「第22・23条」、財形住宅約款「第24・25条」、財形終身年金約款「第22条」

##### ●保険料額などの減額変更 ①

保険料額または保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。



#### ▶ 保険料の払込みを中止して契約を継続したいとき

##### ②約款参照

財形積立約款「第24条」、財形住宅約款「第26条」、財形終身年金約款「第23条」

##### ●保険料の払込みの中止(保険料払済契約への変更) ②

保険料の払込みを中止し、それまでいただいた保険料に見合う額に保険金額または年金額を減額する方法です。



# 1 住所などの変更に伴う各種手続き

## 約款参照

財形積立約款「第8章」、財形住宅約款「第8章」、財形終身年金約款「第8章」、指定代理請求特則「第4条」。なお、法律上、有効な遺言によっても保険金受取人を変更できます。

次の場合には、かんぽコールセンター（0120-552950）、郵便局（郵便局株式会社）、または当社の支店にご連絡ください。



①住所が変わったとき



③死亡保険金受取人や  
指定代理請求人を  
変更するとき



⑤年金支払場所を  
変更するとき



⑦保険証券の紛失や  
盗難にあったとき



⑨育児休業などで  
保険料の払込みを  
中断するとき



②転任したとき



④改姓・改名をしたとき



⑥海外（海外から国内）に  
転勤するとき



⑧退職したとき



## 2 契約者配当金

契約者配当金は、当社の毎年の決算に基づき、対象となる契約ごとに割り当てて支払います。

- 契約者配当金は、当社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、次の場合に支払います。

### 〔財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険〕

被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに保険金または返戻金とあわせて支払います。

### 〔財形終身年金保険〕

年金支払事由発生前に被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなど返戻金とあわせて支払います。また、年金支払事由発生日以後は、年金を積み増すことにより支払います。

### ⚠ ご注意

- 契約者配当金額は、経済情勢などにより変動（増減）し、当社の収益などの状況によっては割り当てられないときもあります。

### 約款参照

財形積立約款「第13章」、財形住宅約款「第14章」、財形終身年金約款「第13章」

### 3 契約の解約と返戻金

#### ■ 約款参照

財形積立約款・財形住宅約款・財形終身年金約款「第11・12章」

契約を途中で解約しますと、返戻金は、多くの場合、いただいた保険料の合計額よりも少ない金額になります。

- 「財形積立貯蓄保険」および「財形住宅貯蓄保険」のご契約者は、契約を解約できます。「財形終身年金保険」のご契約者は、年金支払事由発生日前であれば、契約を解約できます。
- 契約を解約した場合、返戻金があるときはご契約者に支払いますが、返戻金は多くの場合、いただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。
- 上記以外にも、契約の解約があったものとみなし、契約が効力を失う場合の規定が主約款に定められていますので、ご参考ください。
- 事前に返戻金額を確認する場合は、郵便局（郵便局株式会社）、当社の支店、または、かんぽコールセンター（0120-552950）までお問い合わせください。

#### 〈理由〉

- 生命保険では、いただいた保険料を、預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、その一部をご不幸にあわれた方々への保険金の支払いに、また、他の一部を保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。
- いただいた保険料から、それらを除いた残額を返戻金としているため、ほとんどの場合、いただいた保険料の合計額よりも少ない金額となっております。

#### 【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さまご本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- 継続を迷われた場合は、郵便局（郵便局株式会社）、当社の支店、または、かんぽコールセンター（0120-552950）まで、お気軽にご相談ください。
  - ①保険料の払込みが難しいとき →34ページ
  - ②保障内容の見直しをしたいとき →39ページ



## 【財形住宅貯蓄保険に加入のお客さまへ】

- 契約を解約したとき、または契約が失効したときで、**返戻金を「住宅の取得」などの資金に充てるときは**、返戻金の請求の際に財形法施行令に規定する書類を提出してください。この場合には**「利子非課税」**の取扱いを受けることができます。

### ⚠ ご注意

- 財形終身年金保険は、年金支払事由発生後は解約できません。

## 4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

契約後に保障内容の見直しをしたい場合には、次の方法があります。

- それぞれの方法の利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約の種類や内容によっては取扱いできない場合があります。
- 財形積立貯蓄保険の場合、次の方法があります。**  
「保険期間の延長変更」(第21条)、「保険料額の増額変更」(第22条)
- 財形住宅貯蓄保険の場合、次の方法があります。**  
「保険期間の延長変更」(第21条)、「保険料額の増額変更」(第24条)
- 財形終身年金保険の場合、次の方法があります。**  
「契約の変更」(第22条)  
(保険料額の増額変更、保険料払込期間の延長変更、年金支払事由発生日の繰下げ変更)

### しおり参照

保障内容を小さくする場合は、「保険料の払込みが難しい場合」(34ページ) や「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ」(13ページ) もご参照ください。

## 5 ご契約者をはじめとした関係者の保護

### 保険金などの受取権の譲渡禁止

Q

保険金などの受取権について、他人に譲渡したり、質権を設定することはできますか？

A

ご契約者、保険金受取人または年金受取人は、保険金、年金、返戻金または契約者配当金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るため**、主約款で「譲渡禁止」①を規定しています。契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

①約款参照

財形積立約款「第34条」、財形住宅約款「第38条」、財形終身年金約款「第33条」

### 保険金受取人による契約の継続（介入権）

【財形積立貯蓄保険・財形住宅貯蓄保険に限ります。】

Q

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者が契約を解約しようとするとき、生活保障の継続のために、保険金受取人が契約（保障）を継続させる方法はありますか？

A

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者（解除権者といいます。）が、解約返戻金を取得するために契約を解約しようとしたとき、保険金受取人（ご契約者以外の方で、ご契約者の親族に限ります。）は、**1か月以内に**、ご契約者の同意を得た上で、解約返戻金相当額を、その解除権者に対して支払いをし、かつ、当社（郵便局（郵便局株式会社）を含みます。）あてに通知を行うことで契約の継続ができます②。

②約款参照

財形積立約款「第30条」、財形住宅約款「第33条」



# 1 税制上の取扱い

## ▶ 1 非課税扱いを受けるための必要な手続き

(1) 「財形住宅貯蓄保険」および「財形終身年金保険」については、次の表の事項欄に掲げる場合には、「非課税扱い」を受けるために、該当の書類について、勤務先を経由して郵便局(郵便局株式会社)または当社の支店に提出してください。

事項	提出書類	
	財形住宅貯蓄保険	財形終身年金保険
①保険料の払込場所の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
②勤務先の異動	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する勤務先異動申告書(提出時期は、異動の日から2年以内。(注))	○財産形成非課税年金貯蓄に関する勤務先異動申告書(提出時期は、異動の日から2年以内。(注))
③ご契約者の氏名または住所変更あるいは勤務先(事務代行団体)の名称、所在地または賃金の支払者の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
④契約の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書(非課税限度額を変更する場合に限ります。) ○財産形成非課税住宅貯蓄申込書	○財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書(非課税限度額を変更する場合に限ります。) ○財産形成非課税年金貯蓄申込書
⑤保険期間の自動延長	○財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書(非課税限度額を変更する場合に限ります。提出期限は、延長後最初に到来する保険料の払込みの日まで。) ○財産形成非課税住宅貯蓄申込書(保険料払済契約への変更をした基本契約を除きます。提出期限は、延長後最初に到来する保険料の払込みの日まで。)	

事項	提出書類	
	財形住宅貯蓄保険	財形終身年金保険
⑥保険料の払込みが完了したとき		<input type="radio"/> 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書(提出期限は、最後に保険料を払い込んだ日から2か月以内。)
⑦海外転勤の場合 <input type="radio"/> 海外へ転勤するとき <input type="radio"/> 国内の勤務となったとき	<input type="radio"/> 海外勤務者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(提出期限は、出国の日まで。) <input type="radio"/> 海外勤務者の国内勤務申告書(提出期限は、国内勤務をされることとなった日から2か月以内。)	<input type="radio"/> 海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(提出期限は、出国の日まで。) <input type="radio"/> 海外転勤者の特別国内勤務申告書(提出期限は、国内勤務をされることとなった日から2か月以内。)

(注)「2年以内」とは、租税特別措置法施行令に規定する期間です。

(2) 「財形終身年金保険」について、前(1)の表の⑥により財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を提出した後、次の表に掲げる事由が生じたときは、ご契約者は該当の書類欄に掲げる書類を郵便局(郵便局株式会社)または当社の支店に提出してください。

事由	書類
①退職、転任その他の理由により、ご契約者が勤務先の勤労者ではなくなったとき	財産形成年金貯蓄のご契約を締結している勤労者の退職等申告書
②ご契約者の氏名または住所の変更	改氏名または住所変更届

## ▶ 2 保険金などの取扱い

区分	保険種類	税制上の取扱い
満期保険金	財形積立貯蓄保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「20%の源泉分離課税」が行われます。
	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「利子非課税」の扱いを受けることができます。
死亡保険金	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険	相続税  受取人が法定相続人であるときは、「500万円×法定相続人の数」を限度として「非課税」の扱いとなります。
年金	財形終身年金保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「利子非課税」の扱いを受けることができます。
住宅の取得などのために充てる返戻金	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「利子非課税」の扱いを受けることができます。

- 「財形終身年金保険」の解約・失効の返戻金は「所得税（一時所得）、住民税の課税対象」となります。ただし、災害・疾病その他やむを得ない事情により解約・失効するときで、そのやむを得ない事情が生じた場合は、所轄税務署長の確認を受けた旨の記載のある書面を提出したときに限り「非課税」となります。

### ⚠ ご注意

- 払込みになった保険料は、一般の生命保険とは異なり、生命保険料控除の対象となりません。
- 平成21年12月現在の税制に基づき記載をしています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取扱いを記載しているものであり、実際の取扱いは、個々の状況によって異なる可能性もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などにご確認ください。

## 2 財形持家融資制度の利用

●財形貯蓄を行っている勤労者（ご契約者）に対して、独立行政法人雇用・能力開発機構などから持家の建設または購入などのために必要な資金の融資が行われています。

**(1) 個人融資を受ける方法には、次の3種類があります。**

**①事業主またはその団体を通じて独立行政法人雇用・能力開発機構から融資を受ける方法**

……民間の勤労者

**②共済組合またはその連合会から融資を受ける方法**

……公務員

**③独立行政法人住宅金融支援機構（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）から直接融資を受ける方法**

……上記のそれぞれの融資を受けることができない方

**(2) 個人融資の条件は、上記(1)のいずれの場合も次のとおりです。**

**①融資を受けることができる勤労者の範囲**

1年以上の期間にわたって財形貯蓄を行い、かつ、50万円以上の財形貯蓄の残高がある方に限られます。

**②融資額**

財形貯蓄の残高の10倍に相当する額の範囲内で、かつ、4,000万円を限度とします。

**③利率**

独立行政法人雇用・能力開発機構や独立行政法人住宅金融支援機構などがこの融資のために調達する資金の金利相当です（一定の要件を備える場合は、利率が軽減されます。）。

**④償還期間**

住宅の構造などに応じ15年以内から35年以内です。

**⑤負担軽減措置**

事業主などから持家取得に当たっての負担を軽減する措置（例えば、利子補給など）を受けることが必要です。

**(3) この融資のための資金の調達は、財形貯蓄の総残高の3分の1の範囲内で行われますので、需要が多い場合には、融資を受けられないことがあります。**

**(4) この融資を受けるに当たっては、財形貯蓄の残高の証明が必要ですので、「財形貯蓄保険料払込額現在高通知書」を保存してください。**

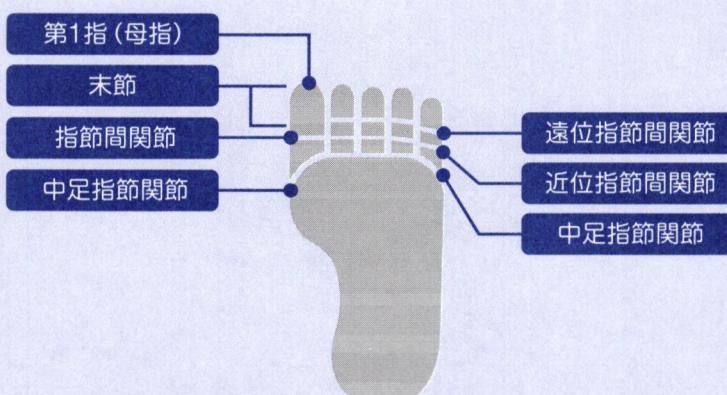
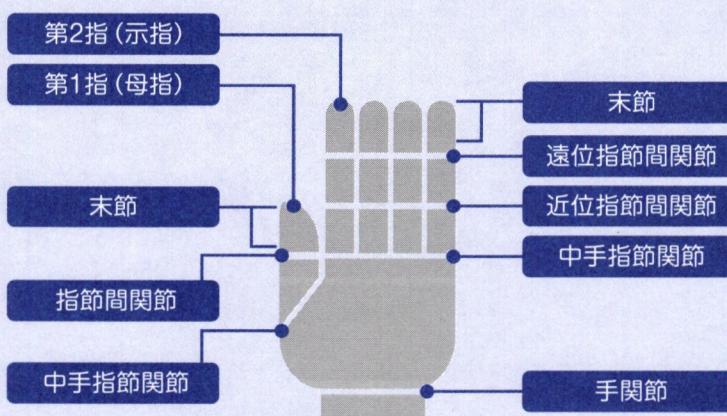
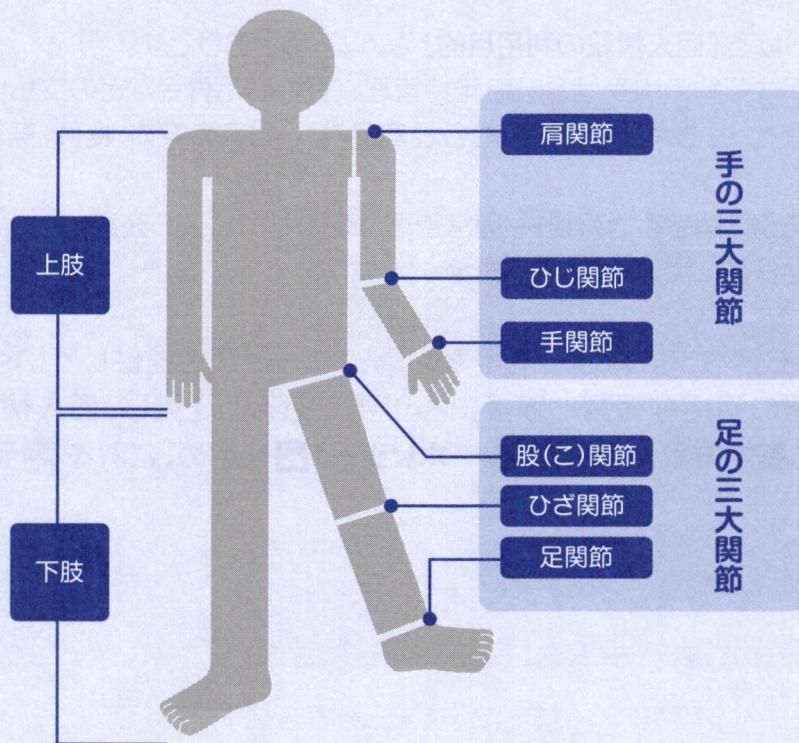
詳しいことは、独立行政法人雇用・能力開発機構や独立行政法人住宅金融支援機構などの本・支所にお問い合わせください。

### 3 財産形成貯蓄活用給付金

- 財形積立貯蓄保険の保険契約を締結されている勤労者（ご契約者）が、その保険から一定額以上の払出しを行い、その払出金を養育、教育、介護などの特定事由のために必要な資金に充てた場合には、事業主から就業規則などに定めるところにより「財産形成貯蓄活用給付金」を受けることができます。
- なお、この給付金を受ける場合には、事業主への払出証明の提出が必要となりますので、払出しの際の支払証明書を保存してください。

# 身体部位の名称

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



# 1 個人情報の取扱い

当社は、お客さまの個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

●当社における「個人情報の利用目的」は、以下のとおりです。

- ①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い
- ②関連会社・提携会社などを含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で、個人情報の適切な保護と取扱いが重要であると認識し、**個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）**を定め、これを実行します。

## HP参照

当社の個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）は、当社ホームページ（<http://www.jp-life.japanpost.jp/>）をご覧ください。

## 2 生命保険契約者保護機構

### HP参照

生命保険契約者保護機構のホームページ  
(<http://www.seihohogo.jp/>) もご覧ください。

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

### ▶ 保護機構の概要

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかる保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いにかかる資金援助および保険金請求権などの買取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態などによっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）にかかる部分を除いた日本国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減するか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度が下記のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】=90% - {（過去5年間ににおける各年の予定利率 - 基準利率）の総和 ÷ 2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社または保護機構のホームページ(<http://www.seihohogo.jp/>)で確認できます。

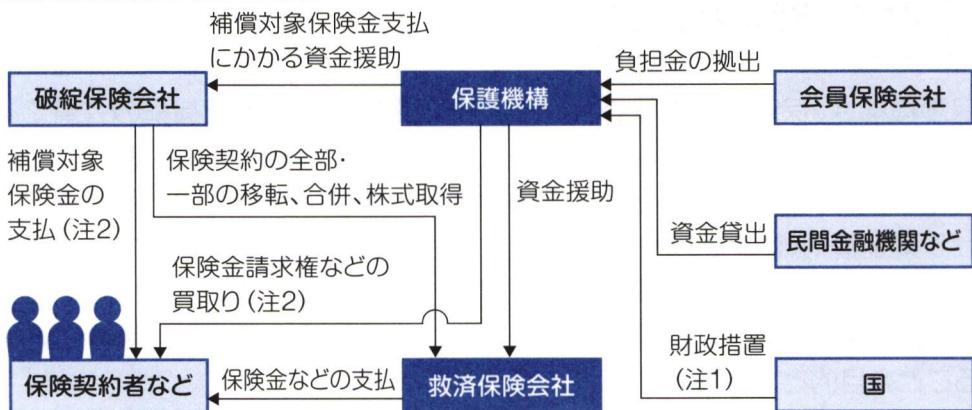
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金などとは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

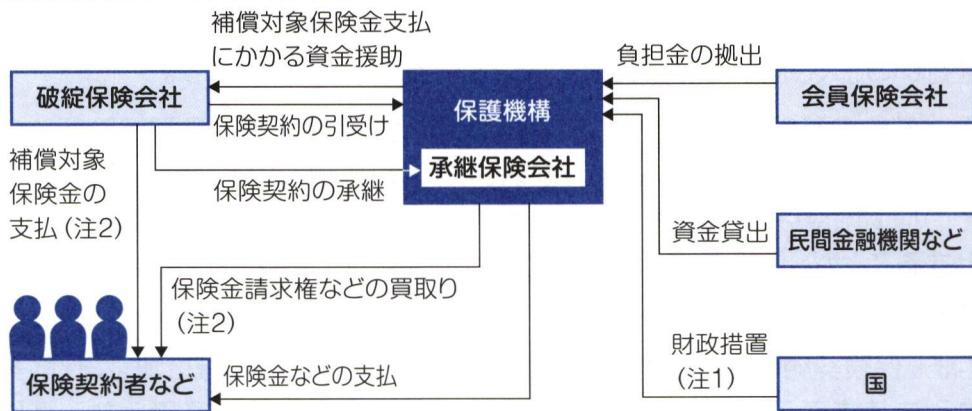
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

## 【仕組みの概要図】

### ○救済保険会社が現れた場合



### ○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年(2012年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)。

- \* ●補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて平成21年12月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。
- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先  
生命保険契約者保護機構 ☎ TEL03-3286-2820  
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時～正午、午後1時～午後5時



# MEMO .....

# 約款



## 「約款」の見かた <この見本はイメージです。>

[1] [2] [3] ……の番号がある場合には、  
対応する右の備考もご参照ください。

### 備考

この部分も、  
約款の一部です。

#### 第2条（重度障害による保険金の支払）

- (1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後に重度障害の状態（別表3）になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。ただし、第3条（保険金の倍額支払）は適用しません。
- (2) 契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会員登録用紙に記入し、会員登録用紙に記入した旨の通知を提出する。
- (3) 本条(1)は、被保険者が保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人（以下「[3]」）故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。
- (4) 本条(1)の場合において、保険契約者から、保険料払込免除の取扱い受けて基本契約を継続する旨の請求があったときは、本条(1)にかかる限り、その請求に基づき取り扱います。この場合において、後日本条(1)に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて本条(1)の通知をしてください。

#### 第2条

- [1] 「責任開始時以後」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第40条（復活の責任開始の時）の復活した基本契約の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [4] 「保険料払込免除の取扱い」とは、被保険者が重度障害の状態（別表3）になった場合に、第5条（身体障害等による払込免除）により将来の保険料を払込免除とする取扱いをいいます。

#### 第3条（保険金の倍額支払）

- (1) 被保険者が基本契約の契約日<sup>[1]</sup>からその日を含めて1年以内に、次のいずれかに該当したときは、支払額を倍額する。

# 財形積立貯蓄保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)  
(平成 22 年 4 月 1 日改正)

## 目次

第1章 総則	
第1条 保険契約関係者	55
第2章 保険金等の支払	
第2条 保険金の支払	55
第3条 死亡返戻金の支払	56
第4条 重度障害による保険金等の支払	56
第5条 死亡保険金の削減支払	56
第3章 責任開始	
第6条 責任開始の時	56
第7条 保険証券	57
第4章 保険料の払込み	
第8条 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間	57
第9条 契約の失効	57
第10条 勤務先等による保険料払込みの代行	57
第11条 未経過期間に対する保険料の払戻し	58
第5章 契約の解除	
第12条 重大事由による契約の解除	58
第13条 加入限度額超過による契約の解除	59
第6章 契約の取消しおよび無効	
第14条 詐欺による取消し	59
第15条 不法取得目的による無効	59
第7章 死亡保険金受取人の代表者	
第16条 死亡保険金受取人の代表者	59
第8章 契約関係者の変更	
第17条 住所等の変更	59
第18条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更	59
第19条 遺言による死亡保険金受取人の変更	60
第20条 死亡保険金受取人の死亡	60
第9章 契約の変更	
第21条 保険期間の延長変更	61
第22条 保険料額の増額または減額変更	61
第23条 保険金額の減額変更	62
第24条 保険料払済契約への変更	62
第25条 保険料払済契約の復旧	63
第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第26条 加入年齢の計算	63
第27条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	63
第11章 解約	
第28条 保険契約者による解約	64
第29条 勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約	64
第30条 保険金受取人による基本契約の存続	64
第12章 返戻金の支払	
第31条 返戻金の支払	65
第13章 契約者配当	
第32条 契約者配当金の割当て	65
第33条 契約者配当金の支払	65
第14章 譲渡禁止	

第34条 譲渡禁止	66
第15章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第35条 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	66
第16章 保険金等の請求および支払時期等	
第36条 保険金等の請求および支払時期等	66
第37条 消滅時効の援用	67
別表1 会社所定の感染症	
別表2 死亡返戻金の額	
別表3 重度障害の状態	
別表4 必要書類	

## 第1章 総則

### 第1条（保険契約関係者）

- (1) この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
- (2) この保険契約の被保険者は、保険契約者と同一人とします。

## 第2章 保険金等の支払

### 第2条（保険金の支払）

- (1) この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に次のいずれかに該当したとき ① 責任開始時以後 <sup>[1]</sup> において受けた偶発的な外来の事故 <sup>[2]</sup> を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき ② 責任開始時以後 <sup>[1]</sup> においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したとき	基準保険金額 <sup>[3]</sup> ×2	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 <sup>[3]</sup>	保険契約者 <sup>[4]</sup>

- (2) 被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失
  - ② 特定された死亡保険金受取人<sup>[5]</sup>の故意または重大な過失
  - ③ 被保険者の犯罪行為
  - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (3) 死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない

### 備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。
- [3] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [4] 満期保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- [5] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

部分の積立金<sup>[6]</sup>を保険契約者に支払います。

### 第3条（死亡返戻金の支払）

被保険者が保険期間の満了前に第2条（保険金の支払）の死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したときは、別表2に定める額の死亡返戻金<sup>[1]</sup>を死亡保険金受取人に支払います。

### 第4条（重度障害による保険金等の支払）

- (1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後<sup>[1]</sup>にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金または死亡返戻金<sup>[2]</sup>の支払の規定その他この約款の規定を適用します。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に本条(1)の通知をすることができなかったと会社が認めた場合には、その期間の末日にその通知があったものとみなします。
- (4) 本条(1)は、被保険者が、被保険者または特定された死亡保険金受取人<sup>[4]</sup>の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。

### 第5条（死亡保険金の削減支払）

被保険者が次のいずれかにより死亡した場合、または次の②により重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により死亡しました重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、積立金<sup>[1]</sup>の額を下回ることはありません。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

## 第3章 責任開始

### 第6条（責任開始の時）

- (1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
② 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、保険期間は契約日か

### 備考（第3条）

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

### 備考（第4条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

### 備考（第5条）

- [1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

### 備考（第6条）

- [1] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。

らその日を含めて計算します。

- (3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。
- (4) 本条(3)の場合、保険証券は保険契約者の勤務先を経由して保険契約者に交付します。ただし、保険契約者の勤務先が事務代行団体<sup>[1]</sup>にこの基本契約にかかる事務を委託しているときは、事務代行団体<sup>[1]</sup>および勤務先を経由して保険契約者に交付します。

## 第7条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者兼被保険者の氏名
- ③ 保険金受取人の氏名または名称
- ④ 支払事由
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 保険金の額
- ⑦ 保険料およびその払込方法
- ⑧ 契約日
- ⑨ 保険証券を作成した年月日

## 第4章 保険料の払込み

### 第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

- (1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 <sup>[1]</sup> を含む月の1日から末日までの期間 <sup>[2]</sup>
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 <sup>[1]</sup> の前日までの期間

- (2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、第10条（勤務先等による保険料払込みの代行）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

### 備考（第8条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますですが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

### 第9条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

### 第10条（勤務先等による保険料払込みの代行）

- (1) 第2回以降の保険料は、この基本契約にかかる勤務先が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (2) 保険契約者の勤務先が事務代行団体<sup>[1]</sup>にこの基本契約にかかる事務を委託している場合は、本条(1)にかかわらず、第2回以降の保険料は、その勤務先が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体<sup>[1]</sup>が保険契約者に代わって払い込んでください。

### 備考（第9条）

[1] 「猶予期間」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

### 備考（第10条）

- [1] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。
- [2] 「払込代行契約」とは、勤労者財産形成促進法に規定する払込代行契約をいいます。
- [3] 「勤務先等」とは、勤務先または事

- (3) 保険契約者が事務代行団体<sup>[1]</sup>との間で払込代行契約<sup>[2]</sup>を締結している場合は、本条(1)にかかわらず、第2回以降の保険料は、その事務代行団体<sup>[1]</sup>が保険契約者から保険料に相当する金額の払込みを受け、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (4) 本条(1)から(3)により勤務先等<sup>[3]</sup>が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書<sup>[4]</sup>または覚書<sup>[5]</sup>に基づいてその勤務先等<sup>[3]</sup>から会社<sup>[6]</sup>に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。

務代行団体をいいます。

- [4] 「財形貯蓄取扱依頼書」とは、この基本契約にかかる事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。
- [5] 「覚書」とは、財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約にかかる事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。
- [6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 備考（第11条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

## 第11条（未経過期間に対する保険料の払い戻し）

保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、払い戻す保険料を死亡保険金または死亡返戻金<sup>[2]</sup>と同時に支払う場合は、死亡保険金受取人に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料額の減額変更
- ③ 保険金額の減額変更
- ④ 保険料払済契約への変更

## 第5章 契約の解除

### 第12条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ② この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があつた場合
  - ③ 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金を支払いません。また、すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

## 備考（第12条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

## 第13条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

## 備考（第13条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第6章 契約の取消しおよび無効

### 第14条（詐欺による取消し）

保険契約者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

### 第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 第7章 死亡保険金受取人の代表者

### 第16条（死亡保険金受取人の代表者）

- (1) 基本契約について死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 死亡保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないと、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。

## 備考（第16条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第8章 契約関係者の変更

### 第17条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者が住所または氏名を変更したときは、会社<sup>[1]</sup>に届け出してください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 備考（第17条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の支払事由が発生するまでは、会社<sup>[2]</sup>に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が死亡保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、死亡保険金受取人を変更することができません。

## 備考（第18条）

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託

- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した場合には、死亡保険金受取人はその通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、その通知が会社<sup>[2]</sup>に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

を受けた者を含みます。

## 第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- (1) 第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社<sup>[2]</sup>に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (3) 保険契約者の相続人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

## 第20条（死亡保険金受取人の死亡）

- (1) 死亡保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の支払事由の発生以前に死亡したときは、死亡保険金受取人は次のとおりとします。<sup>[2]</sup>

保険金等	保険金受取人
死亡保険金または死亡返戻金 <sup>[1]</sup>	被保険者の遺族
重度障害による保険金等 <sup>[3]</sup>	被保険者

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 <sup>[4]</sup>
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の死亡保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の死亡保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

## 備考（第19条）

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 備考（第20条）

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2] 保険契約申込書に死亡保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を死亡保険金受取人とします。
- [3] 「重度障害による保険金等」とは、死亡保険金または死亡返戻金のうち第4条（重度障害による保険金等の支払）(1)により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。
- [4] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

## 第9章 契約の変更

### 第21条（保険期間の延長変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険期間を延長するための変更<sup>[1]</sup>を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[2]</sup>を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 保険料払済契約に変更されているとき<sup>[3]</sup>
  - ② 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額<sup>[4]</sup>を超えるとき<sup>[5]</sup>
  - ③ 基本契約の契約日において、被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[6]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合において、被保険者が本条(1)の変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故<sup>[7]</sup>を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したときは、その変更の効力は生じないものとします。

### 備考（第21条）

- [1] 「保険期間を延長するための変更」とは、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を上回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 保険料払済契約への変更の請求をし、その変更の効力が生じていないものを含みます。
- [4] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [5] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [7] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。

### 第22条（保険料額の増額または減額変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険料額を増額または減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 保険料額が1000円の倍数とならないとき
  - ② 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額<sup>[2]</sup>を超えるとき<sup>[3]</sup>
  - ③ 変更後の基準保険金額<sup>[1]</sup>が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[4]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[6]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を

### 備考（第22条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。

生じます。

- (5) 本条(4)の場合において、保険料額を増額するための変更にあっては、被保険者がその変更の効力発生後にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故<sup>[7]</sup>を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したときは、本条(1)のその変更は効力を生じません。
- (6) 本条(1)の場合において、保険金額を減額するための変更の請求をした基本契約にあっては、本条(1)にかかわらず、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過する前であっても、保険料額を増額するための変更を請求することができます。

[4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[5] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[6] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

[7] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみしません。

## 第 23 条（保険金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ① 減額後の基本契約の基準保険金額<sup>[1]</sup>が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
  - ② 変更後の保険料額が1000円の倍数とならないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更是、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (5) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

## 備考（第 23 条）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[4] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

## 第 24 条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更前の基本契約に対する未払保険料の額が積立金<sup>[2]</sup>の額以上であるときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更是、直後の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。

## 備考（第 24 条）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月

## 第 25 条（保険料払済契約の復旧）

- (1) 保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、保険料払済契約の復旧<sup>[1]</sup>を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[2]</sup>を変更します。
- (2) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の場合、変更後の基準保険金額<sup>[2]</sup>が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求に併せて、変更後の基準保険金額<sup>[2]</sup>を基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をしてください。
- (4) 本条(1)の請求があった場合、保険料払済契約に変更した日以後本条(1)の変更の効力発生日を含む月の前月までに払込時期<sup>[4]</sup>が到来した保険料については、これを払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[6]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (6) 本条(5)の場合において、被保険者がその変更の効力発生後にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故<sup>[7]</sup>を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 備考（第 25 条）

- [1] 「保険料払済契約の復旧」とは、保険料払済契約に変更した基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更をいいます。
- [2] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「払込時期」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）の払込時期をいいます。
- [5] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [7] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。

## 第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第 26 条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

### 備考（第 26 条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第 27 条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時に

### 備考（第 27 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保

おける会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更します。

険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

## 第 11 章 解約

### 第 28 条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
  - ① 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があったとき
  - ② 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 第 29 条（勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約）

次の不適格事由等に該当するときは、次のとおり保険契約者から第 28 条（保険契約者による解約）(1)による解約の通知があったものとします。

不適格事由等	解約の通知があったものとする時
① 保険契約者が勤労者財産形成促進法に規定する勤労者に該当したこととなったとき <sup>[1]</sup>	勤労者に該当しないこととなった時
② 勤務先が財形積立貯蓄保険の基本契約にかかる事務を廃止したとき	その旨の届出があった時
③ 保険料払済契約に変更した基本契約 <sup>[2]</sup> について、その保険料払済契約への変更の効力の発生した日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求がなかったとき	その2年を経過した時

### 第 30 条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による基本契約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1ヶ月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人または重度障害による保険金受取人<sup>[3]</sup>が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
  - ① 保険契約者の親族であること
  - ② 保険契約者でないこと

### 備考（第 28 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

### 備考（第 29 条）

- [1] 転任または退職した場合を除きます。
- [2] 変更後の基準保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るものに限ります。

### 備考（第 30 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「重度障害による保険金受取人」とは、死亡保険金受取人のうち第4条（重度障害による保険金等の支払）(1)により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用され

- (3) 本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等<sup>[1]</sup>に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

る場合の死亡保険金受取人をいいます。

## 第12章 返戻金の支払

### 第31条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 基本契約の解除
  - ② 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ③ 基本契約の失効
  - ④ 保険金額の減額変更の請求
  - ⑤ 死亡保険金の免責事由<sup>[1]</sup>の該当
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)⑤の場合は、積立金<sup>[2]</sup>の額とします。

### 備考（第31条）

- [1] 「免責事由」とは、第2条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

## 第13章 契約者配当

### 第32条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることができます。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることができます。

### 備考（第32条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 次の基本契約を除きます。
- (1) 月ごとの契約応当日に基本契約の解除または第28条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約
  - (2) 月ごとの契約応当日に保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分
  - (3) 基本契約の契約日からその日を含めて1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日とします。

### 第33条（契約者配当金の支払）

- (1) 第32条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に効力を有する基本契約<sup>[2]</sup>に限り、その月ごとの契約応当日<sup>[1][3]</sup>から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第32条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金<sup>[4]</sup>は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金<sup>[5]</sup>を支払います。ただし、②の場合に死亡保険金または死亡返戻金<sup>[6]</sup>を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。
- ① 保険期間の満了
  - ② 被保険者の死亡
  - ③ 基本契約の解除
  - ④ 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ⑤ 基本契約の失効
  - ⑥ 保険金額の減額変更の請求
- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額<sup>[7]</sup>のうち減額した基準保険金額<sup>[7]</sup>の割合によって計算します。

(5) 第32条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

[4] 第32条（契約者配当金の割当て）  
(1)により割当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。

[5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。

[6] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[7] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

## 第14章 謲渡禁止

### 第34条（諷渡禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第15章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

### 第35条（保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、その支払金額から差し引きます。

### 備考（第35条）

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 満期保険金
- (3) 返戻金
- (4) 契約者配当金
- (5) 払い戻す保険料

[2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払保険料
- (2) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
  - ① 第23条（保険金額の減額変更）
  - ⑤
  - ② 第28条（保険契約者による解約）(4)
  - ③ その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第16章 保険金等の請求および支払時期等

### 第36条（保険金等の請求および支払時期等）

(1) 保険金受取人は、死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[2]</sup>に通知してください。

### 備考（第36条）

[1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保

- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表4）を会社<sup>[2]</sup>に提出して保険金等<sup>[3]</sup>を請求してください。
- (3) 保険金等<sup>[3]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[2]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[2]</sup>で支払います。
- (4) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社<sup>[2]</sup>に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[4]</sup>を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、保険金等<sup>[3]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[2]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等<sup>[3]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の 確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の 有無
② 保険金の免責事由 <sup>[5]</sup> に該当する 可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至っ た原因
③ この約款に定める重大事由、詐 欺または不法取得目的に該当する 可能性がある場合	②に定める事項または保険契約者も しくは保険金受取人の基本契約締結 の目的もしくは保険金請求の意図に 関する基本契約の締結時から保険金 請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、保険金等<sup>[3]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[2]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等<sup>[3]</sup>を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
  - ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
  - ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[6]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等<sup>[3]</sup>の支払は行いません。
- (7) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

### 第37条（消滅時効の援用）

保険金等<sup>[1]</sup>の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることはありません。

（付則）

第30条（保険金受取人による基本契約の存続）の規定は、責任開始の時を保険法施行日の前までとする基本契約については、同法の施行日の前日までにした債権者等の通知には適用しません。

険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [4] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [5] 「免責事由」とは、第2条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。
- [6] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 備考（第37条）

- [1] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

**別表1 会社所定の感染症**

会社所定の感染症は、次のとおりとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。）
- (4) 痢
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

**別表2 死亡返戻金の額**

死亡返戻金の額は、次の金額とします。

$$(基準保険金額^{[1]}) \times \frac{(\text{契約日から死亡の日までの経過期間})}{(\text{保険期間})}$$

(注) 保険期間および基本契約の契約日から被保険者の死亡の日までの経過期間は、月を単位として計算し、1か月に満たない端数があるときは、その端数は切り上げます。

**備考（別表2）**

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

**別表3 重度障害の状態**

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをおいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
11 両下肢を足関節以上で失ったもの
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの

#### 別表4 必要書類

(1) 保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 保険金または死亡返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第2条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 被保険者の死亡が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 6 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
満期保険金の支払（第2条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 保険契約者の戸籍抄本 4 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
死亡返戻金の支払（第3条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
重度障害による保険金等の支払（第4条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

## ② その他

項目	提出する者	必要書類
重度障害の通知（第4条(1)関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の身体障害が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであるときは、これらの事実を証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第11条関係）	保険契約者または死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
死亡保険金受取人の代表者の指定または変更（第16条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更（第18条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更（第19条関係）	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
契約の変更（第21条—第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の存続（第30条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払（第31条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第33条関係）	保険契約者または死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

- (2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- (3) (1)の書類のうち、契約の変更および解約にかかるものは、勤務先を経由して会社に提出してください。
- (4) 勤務先が事務代行団体に基本契約にかかる事務を委託している場合は、(3)の書類は勤務先および事務代行団体を経由して会社に提出してください。
- (5) 保険契約者が事務代行団体との間で払込代行契約を締結している場合は、(3)の書類は事務代行団体を経由して会社に提出してください。

# 財形住宅貯蓄保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

## 目次

第 1 章 総則	
第 1 条 保険契約関係者	72
第 2 章 保険金等の支払	
第 2 条 保険金の支払	72
第 3 条 死亡返戻金の支払	73
第 4 条 重度障害による保険金等の支払	73
第 5 条 死亡保険金の削減支払	73
第 3 章 責任開始	
第 6 条 責任開始の時	73
第 7 条 保険証券	74
第 4 章 保険料の払込み	
第 8 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	74
第 9 条 契約の失効	74
第 10 条 勤務先等による保険料払込みの代行	75
第 11 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	75
第 5 章 契約の解除	
第 12 条 重大事由による契約の解除	75
第 13 条 加入限度額超過による契約の解除	76
第 6 章 契約の取消しおよび無効	
第 14 条 詐欺による取消し	76
第 15 条 不法取得目的による無効	76
第 7 章 死亡保険金受取人の代表者	
第 16 条 死亡保険金受取人の代表者	76
第 8 章 契約関係者の変更	
第 17 条 住所等の変更	77
第 18 条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更	77
第 19 条 遺言による死亡保険金受取人の変更	77
第 20 条 死亡保険金受取人の死亡	77
第 9 章 契約の変更	
第 21 条 保険期間の延長変更	78
第 22 条 保険期間の延長変更の特例	79
第 23 条 保険期間の短縮変更	79
第 24 条 保険料額の増額または減額変更	79
第 25 条 保険金額の減額変更	80
第 26 条 保険料払済契約への変更	80
第 27 条 保険料払済契約への変更の特例	81
第 28 条 保険料払済契約の復旧	81
第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 29 条 加入年齢の計算	82
第 30 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	82
第 11 章 解約	
第 31 条 保険契約者による解約	82
第 32 条 勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約	82
第 33 条 保険金受取人による基本契約の存続	83
第 12 章 返戻金の支払	
第 34 条 返戻金の支払	83
第 13 章 保険料累計額の制限	

第35条 保険料累計額の制限	84
第14章 契約者配当	
第36条 契約者配当金の割当て	84
第37条 契約者配当金の支払	84
第15章 譲渡禁止	
第38条 譲渡禁止	85
第16章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第39条 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	85
第17章 保険金等の請求および支払時期等	
第40条 保険金等の請求および支払時期等	85
第41条 消滅時効の援用	86
別表1 会社所定の感染症	
別表2 死亡返戻金の額	
別表3 重度障害の状態	
別表4 必要書類	

## 第1章 総則

### 第1条（保険契約関係者）

- (1) この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
- (2) この保険契約の被保険者は、保険契約者と同一人とします。

## 第2章 保険金等の支払

### 第2条（保険金の支払）

- (1) この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に次のいずれかに該当したとき ① 責任開始時以後 <sup>[1]</sup> において受けた偶発的な外来の事故 <sup>[2]</sup> を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき ② 責任開始時以後 <sup>[1]</sup> においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したとき	基準保険金額 <sup>[3]</sup> ×2	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 <sup>[3]</sup>	保険契約者 <sup>[4]</sup>

- (2) 満期保険金は、勤労者財産形成促進法および勤労者財産形成促進法施行令に規定する方法により住宅の取得等<sup>[5]</sup>に充ててください。
- (3) 被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。  
 ① 被保険者の故意または重大な過失  
 ② 特定された死亡保険金受取人<sup>[6]</sup>の故意または重大な過失  
 ③ 被保険者の犯罪行為  
 ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故  
 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故  
 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた

### 備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。
- [3] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [4] 満期保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- [5] 「住宅の取得等」とは、住宅の取得又は住宅の増改築等をいいます。
- [6] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

**事故**

- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (4) 死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金<sup>[7]</sup>を保険契約者に支払います。

**第3条（死亡返戻金の支払）**

被保険者が保険期間の満了前に第2条（保険金の支払）の死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したときは、別表第2に定める額の死亡返戻金<sup>[1]</sup>を死亡保険金受取人に支払います。

**第4条（重度障害による保険金等の支払）**

- (1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後<sup>[1]</sup>にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金または死亡返戻金<sup>[2]</sup>の支払の規定その他この約款の規定を適用します。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に本条(1)の通知をすることができなかつたと会社が認めた場合には、その期間の末日にその通知があったものとみなします。
- (4) 本条(1)は、被保険者が、被保険者または特定された死亡保険金受取人<sup>[4]</sup>の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。

- [7] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

**備考（第3条）**

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

**備考（第4条）**

- [1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。

**第5条（死亡保険金の削減支払）**

被保険者が次のいずれかにより死亡した場合、または次の②により重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により死亡または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、積立金<sup>[1]</sup>の額を下回ることはありません。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

**備考（第5条）**

- [1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

**第3章 責任開始****第6条（責任開始の時）**

- (1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

**備考（第6条）**

- [1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。
- [2] 「事務代行団体」とは、労働者財産形成促進法に規定する事務代行団体を

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
② 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時

いいます。

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。
- (3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。
- (4) 本条(3)の場合、保険証券は保険契約者の勤務先<sup>[1]</sup>を経由して保険契約者に交付します。ただし、保険契約者の勤務先<sup>[1]</sup>が事務代行団体<sup>[2]</sup>にこの基本契約にかかる事務を委託しているときは、事務代行団体<sup>[2]</sup>および勤務先<sup>[1]</sup>を経由して保険契約者に交付します。

## 第7条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者兼被保険者の氏名
- ③ 保険金受取人の氏名または名称
- ④ 支払事由
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 保険金の額
- ⑦ 保険料およびその払込方法
- ⑧ 契約日
- ⑨ 保険証券を作成した年月日
- ⑩ 非課税扱いの旨

## 第4章 保険料の払込み

### 第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

- (1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。
 

払込時期	月ごとの契約応当日 <sup>[1]</sup> を含む月の1日から末日までの期間 <sup>[2]</sup>
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 <sup>[1]</sup> の前日までの期間
- (2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、第10条（勤務先等による保険料払込みの代行）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

### 備考（第8条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

- [2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

### 備考（第9条）

- [1] 「猶予期間」とは、第8条（第2回

### 第9条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したときは、基本

契約は、その効力を失います。

以降の保険料の払込時期および猶予期間) (1)の猶予期間をいいます。

## 第10条（勤務先等による保険料払込みの代行）

- (1) 第2回以降の保険料は、この基本契約にかかる勤務先<sup>[1]</sup>が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (2) 保険契約者の勤務先<sup>[1]</sup>が事務代行団体<sup>[2]</sup>にこの基本契約にかかる事務を委託している場合は、本条(1)にかかわらず、第2回以降の保険料は、その勤務先<sup>[1]</sup>が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体<sup>[2]</sup>が保険契約者に代わって払い込んでください。
- (3) 本条(1)(2)により勤務先等<sup>[3]</sup>が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書<sup>[4]</sup>または覚書<sup>[5]</sup>に基づいてその勤務先等<sup>[3]</sup>から会社<sup>[6]</sup>に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。

## 備考（第10条）

- [1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。
- [2] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。
- [3] 「勤務先等」とは、租税特別措置法に規定する勤務先または事務代行団体をいいます。
- [4] 「財形貯蓄取扱依頼書」とは、この基本契約にかかる事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものとします。
- [5] 「覚書」とは、財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約にかかる事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものとします。
- [6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第11条（未経過期間に対する保険料の払い戻し）

- (1) 保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、払い戻す保険料を死亡保険金または死亡返戻金<sup>[2]</sup>と同時に支払う場合は、死亡保険金受取人に払い戻します。
  - ① 基本契約の消滅
  - ② 保険期間の短縮変更
  - ③ 保険料額の減額変更
  - ④ 保険金額の減額変更
  - ⑤ 保険料払済契約への変更

## 備考（第11条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

## 第5章 契約の解除

### 第12条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
  - ① 保険契約者または保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致<sup>[1]</sup>をした場合
  - ② この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為<sup>[2]</sup>があつた場合
  - ③ 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しない①②の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、

## 備考（第12条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金を支払いません。また、すでにその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

### 第 13 条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額<sup>[1]</sup>を超える場合<sup>[2]</sup>には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

### 備考（第 13 条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引き受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者 1 人当たりの保険料の額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第 6 章 契約の取消しおよび無効

### 第 14 条（詐欺による取消し）

保険契約者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

### 第 15 条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 第 7 章 死亡保険金受取人の代表者

### 第 16 条（死亡保険金受取人の代表者）

- (1) 基本契約について死亡保険金受取人が 2 人以上いるときは、代表者 1 人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) 死亡保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表 4）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について死亡保険金受取人の 1 人に対して会社がした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。

### 備考（第 16 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第8章 契約関係者の変更

### 第17条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者が住所または氏名を変更したときは、会社<sup>[1]</sup>に届け出してください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

### 第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の支払事由が発生するまでは、会社<sup>[2]</sup>に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が死亡保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、死亡保険金受取人を変更することはできません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した場合には、死亡保険金受取人はその通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、その通知が会社<sup>[2]</sup>に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

### 第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- (1) 第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)による死亡保険金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社<sup>[2]</sup>に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (3) 保険契約者の相続人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。

### 第20条（死亡保険金受取人の死亡）

- (1) 死亡保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の支払事由の発生以前に死亡したときは、死亡保険金受取人は次のとおりとします。<sup>[2]</sup>

保険金等	保険金受取人
死亡保険金または死亡返戻金 <sup>[1]</sup>	被保険者の遺族
重度障害による保険金等 <sup>[3]</sup>	被保険者

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 <sup>[4]</sup>
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

### 備考（第17条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 備考（第18条）

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 備考（第19条）

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 備考（第20条）

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2] 保険契約申込書に死亡保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を死亡保険金受取人とします。
- [3] 「重度障害による保険金等」とは、死亡保険金または死亡返戻金のうち第4条（重度障害による保険金等の支払）(1)により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。
- [4] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の死亡保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の死亡保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

## 第9章 契約の変更

### 第21条（保険期間の延長変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険期間を延長するための変更<sup>[1]</sup>を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[2]</sup>を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ① 保険料払済契約に変更されているとき<sup>[3]</sup>
  - ② 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額<sup>[4]</sup>を超えるとき<sup>[5]</sup>、または第35条（保険料累計額の制限）に規定する最高限度額を超える場合
  - ③ 基本契約の契約日において、被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[6]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合において、被保険者が本条(1)の変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故<sup>[7]</sup>を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したときは、その変更の効力は生じないものとします。
- (5) 本条(4)の場合において、被保険者が変更前の保険期間の満了後に死亡したときは、本条(4)にかかわらず、変更前の保険期間の満了の日の翌日に保険契約者から基本契約の解約の通知があったものとします。

### 備考（第21条）

- [1] 「保険期間を延長するための変更」とは、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を上回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 保険料払済契約への変更の請求をし、その変更の効力が生じていないものを含みます。
- [4] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [5] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [7] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。

## 第 22 条（保険期間の延長変更の特例）

- (1) この基本契約の保険期間が満了したときは、その満了の日に、保険契約者から保険期間を 1 年間延長する変更の請求があつたものとみなして保険期間を延長し、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更します。
- (2) 次のいずれかの場合には、本条(1)の変更に関する取扱いをしません。
- ① 満期保険金の支払の請求があつたとき
  - ② 延長後の保険期間が 20 年を超えるとき
  - ③ 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額<sup>[2]</sup>を超えるとき<sup>[3]</sup>、または保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第 35 条（保険料累計額の制限）の最高限度額を超えるとき
- (3) 本条(1)の変更は、延長前の保険期間の満了の日の翌日からその効力を生じます。ただし、被保険者が延長前の保険期間の満了の日以前に受けた偶発的な外来の事故<sup>[4]</sup>を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡し、またはその満了の日以前にかかった会社所定の感染症（別表 1）を直接の原因として死亡したとき<sup>[5]</sup>は、その変更の効力は生じないものとし、その満了の日に被保険者が死亡したものとみなします。

## 備考（第 22 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者 1 人当たりの保険料の額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [4] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表 1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。
- [5] 延長前の保険期間の満了の日の翌日以後に死亡した場合に限ります。

## 第 23 条（保険期間の短縮変更）

この基本契約の契約日からその日を含めて 5 年を経過した後保険期間の満了の日までに勤労者財産形成促進法および勤労者財産形成促進法施行令に規定する方法により住宅の取得等<sup>[1]</sup>に充てるための満期保険金の支払請求があつたときは、その請求の日の前日に、保険契約者からその日を保険期間の満了の日とするための変更の請求があつたものとみなします。

## 第 24 条（保険料額の増額または減額変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて 2 年を経過した後は、保険料額を増額または減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 保険料額が 1000 円の倍数とならないとき
  - ② 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額<sup>[2]</sup>を超えるとき<sup>[3]</sup>、または第 35 条（保険料累計額の制限）の最高限度額を超えるとき
  - ③ 変更後の基準保険金額<sup>[1]</sup>が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表 4）を会社<sup>[4]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>に変更の請求があつた場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[6]</sup>に変更の請求があつた場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (5) 本条(4)の場合において、保険料額を増額するための変更にあっては、被保険者がその変更の効力発生後にその変更の請求前において受けた偶発的な外

## 備考（第 23 条）

- [1] 住宅の取得または住宅の増改築等をいいます。

## 備考（第 24 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者 1 人当たりの保険料の額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、

來の事故<sup>[7]</sup>を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症（別表 1）を直接の原因として死亡したときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

[6] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

[7] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表 1）は偶発的な外来の事故とはみしません。

## 備考（第 25 条）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[2] 「住宅の取得等」とは住宅の取得または住宅の増改築等をいいます。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

[5] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

## 備考（第 26 条）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

[3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月

## 第 25 条（保険金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、基準保険金額<sup>[1]</sup>の 9 割に相当する額を限度として保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ① 減額後の基準保険金額<sup>[1]</sup>が基本契約の契約日からその減額変更までの間におけるその基本契約にかかる基準保険金額<sup>[1]</sup>のうち最も高い基準保険金額<sup>[1]</sup>の 10% に満たない額となるとき
  - ② 変更後の保険料額が 1000 円の倍数とならないとき
  - ③ その減額変更による返戻金が勤労者財産形成促進法および勤労者財産形成促進法施行令に規定する方法により住宅の取得等<sup>[2]</sup>に充てられないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表 4）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更是、直後の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[5]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (5) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

## 第 26 条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更前の基本契約に対する未払保険料の額が積立金<sup>[2]</sup>の額以上であるときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表 4）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更是、直後の月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[4]</sup>に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。

の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第27条（保険料払済契約への変更の特例）

- (1) 保険契約者が海外転勤継続適用申告書<sup>[1]</sup>を提出しようとするときは、第26条（保険料払済契約への変更）により基本契約を保険料払済契約に変更してください。
- (2) 本条(1)の変更是、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。

## 第28条（保険料払済契約の復旧）

- (1) 保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、保険料払済契約の復旧<sup>[1]</sup>を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[2]</sup>を変更します。
- (2) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の場合、変更後の基準保険金額<sup>[2]</sup>が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求に併せて、変更後の基準保険金額<sup>[2]</sup>を基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をしてください。
- (4) 本条(1)の請求があった場合、保険料払済契約に変更した日以後本条(1)の変更の効力発生日を含む月の前月までに払込時期<sup>[4]</sup>が到来した保険料については、これを払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更是、直後の月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日<sup>[5]</sup>に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[6]</sup>に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (6) 本条(5)の場合において、被保険者がその変更の効力発生後にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故<sup>[7]</sup>を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したときは、本条(1)の変更是その効力を生じません。

## 備考（第27条）

- [1] 「海外転勤継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 備考（第28条）

- [1] 「保険料払済契約の復旧」とは、保険料払済契約に変更した基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更をいいます。
- [2] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「払込時期」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）の払込時期をいいます。
- [5] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [7] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。

## 第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第29条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

### 備考（第29条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第30条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、基準保険金額<sup>[1]</sup>を変更します。

### 備考（第30条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

## 第11章 解約

### 第31条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前<sup>[3]</sup>に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
  - ① 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>に解約の通知があったとき
  - ② 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 月ごとの契約応当日<sup>[2]</sup>以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

### 備考（第31条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

### 備考（第32条）

- [1] 保険契約者が財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を提出している場合は、その申告書とします。
- [2] 「貯金の支払者」とは、租税特別措置法に規定する貯金の支払者をいいます。
- [3] 勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
- [4] 転任または退職した場合を除きます。
- [5] 海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。

### 第32条（勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約）

次の不適格事由等に該当するときは、次のとおり保険契約者から第31条（保険契約者による解約）(1)による解約の通知があったものとします。

不適格事由等	解約の通知があったものとする時
① 保険契約者が財産形成非課税住宅貯蓄申告書 <sup>[1]</sup> に記載した貯金の支払者 <sup>[2]</sup> にかかる勤労者 <sup>[3]</sup> に該当しないこととなったとき <sup>[4]</sup>	その貯金の支払者 <sup>[2]</sup> にかかる勤労者 <sup>[3]</sup> に該当しないこととなった時
② 保険契約者が転任または退職した場合において、2年を経過する前に財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を会社に提出しなかったとき	その2年を経過した時

③ 保険料払済契約に変更した基本契約について、最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求およびこれに基づく保険料の払込みがなかったとき <sup>[5]</sup>	その2年を経過した時
④ 保険契約者が法施行区域外に転居したとき <sup>[5]</sup>	転居した時
⑤ 海外転勤継続適用申告書を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由に該当することとなったとき	その事由に該当した時
⑥ 第22条（保険期間の延長変更の特例）(1)による変更ができないとき	保険期間の満了の時
⑦ 保険契約者が保険金額の減額変更をした場合において、その変更による返戻金の支払後2年を経過する前に労働者財産形成促進法施行令に規定する持家の取得等にかかる住宅の登記事項証明書その他の書類の提出がなかったとき	保険金額の減額変更による返戻金の支払の日からその日を含めて2年を経過した時
⑧ 勤務先が財形住宅貯蓄保険の基本契約にかかる事務を廃止したとき	その旨の届出があった時

### 第33条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1) 債権者等<sup>[1]</sup>による基本契約の解約は、解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金受取人または重度障害による保険金受取人<sup>[3]</sup>が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等<sup>[1]</sup>に支払うべき金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払い、かつ会社<sup>[2]</sup>にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者の親族であること
  - ② 保険契約者でないこと
- (3) 本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社<sup>[2]</sup>に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等<sup>[1]</sup>に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等<sup>[1]</sup>に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

### 備考（第33条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「重度障害による保険金受取人」とは、死亡保険金受取人のうち第4条（重度障害による保険金等の支払）(1)により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用される場合の死亡保険金受取人をいいます。

### 第12章 返戻金の支払

#### 第34条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 基本契約の解除

#### 備考（第34条）

- [1] 「免責事由」とは、第2条（保険金の支払）(3)の事由をいいます。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法

- ② 第31条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ③ 基本契約の失効
  - ④ 保険金額の減額変更の請求
  - ⑤ 死亡保険金の免責事由<sup>[1]</sup>の該当
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)⑤の場合は、積立金<sup>[2]</sup>の額とします。

によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

## 第13章 保険料累計額の制限

### 第35条（保険料累計額の制限）

保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額<sup>[1]</sup>の範囲内であることを必要とします。

### 備考（第35条）

[1] 保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。

## 第14章 契約者配当

### 第36条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることができます。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることができます。

### 第37条（契約者配当金の支払）

- (1) 第36条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に効力を有する基本契約<sup>[2]</sup>に限り、その月ごとの契約応当日<sup>[1][3]</sup>から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第36条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金<sup>[4]</sup>は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金<sup>[5]</sup>を支払います。ただし、②の場合に死亡保険金または死亡返戻金<sup>[6]</sup>を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。
  - ① 保険期間の満了
  - ② 被保険者の死亡
  - ③ 基本契約の解除
  - ④ 第31条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ⑤ 基本契約の失効
  - ⑥ 保険金額の減額変更の請求
- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額<sup>[7]</sup>のうち減額した基準保険金額<sup>[7]</sup>の割合によって計算します。
- (5) 第36条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

### 備考（第37条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 次の基本契約を除きます。
  - (1) 月ごとの契約応当日に基本契約の解除または第31条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約
  - (2) 月ごとの契約応当日に保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分
- [3] 基本契約の契約日からその日を含めて1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日とします。
- [4] 第36条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。
- [5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会

- 社の定める利率による利息を含みます。
- [6] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [7] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

## 第15章 謹度禁止

### 第38条（謹度禁止）

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

## 第16章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

### 第39条（保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

保険金等<sup>[1]</sup>を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、その支払金額から差し引きます。

### 備考（第39条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 死亡保険金
  - (2) 満期保険金
  - (3) 返戻金
  - (4) 契約者配当金
  - (5) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払保険料
  - (2) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
    - ① 第25条（保険金額の減額変更）
    - ⑤
    - ② 第31条（保険契約者による解約）(4)
    - ③ その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第17章 保険金等の請求および支払時期等

### 第40条（保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険金受取人は、死亡保険金または死亡返戻金<sup>[1]</sup>の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[2]</sup>に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表4）を会社<sup>[2]</sup>に提出して保険金等<sup>[3]</sup>を請求してください。
- (3) 保険金等<sup>[3]</sup>は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[2]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[2]</sup>で支払います。
- (4) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までに会社<sup>[2]</sup>に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[4]</sup>を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、保険金等<sup>[3]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[2]</sup>

### 備考（第40条）

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [4] 「確認」には、会社の指定した医師

に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等<sup>[3]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の 確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の 有無
② 保険金の免責事由 <sup>[5]</sup> に該当する 可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至っ た原因
③ この約款に定める重大事由、詐 欺または不法取得目的に該当する 可能性がある場合	②に定める事項または保険契約者も しくは保険金受取人の基本契約締結 の目的もしくは保険金請求の意図に 関する基本契約の締結時から保険金 請求時までにおける事実

(5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、保険金等<sup>[3]</sup>を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社<sup>[2]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等<sup>[3]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

- ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
  - ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者または保険金受取人を被疑者と  
して、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らか  
である場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
  - ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が  
正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[6]</sup>は、会社  
は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、  
その間は保険金等<sup>[3]</sup>の支払は行いません。
- (7) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数  
は切り捨てます。

#### 第41条（消滅時効の援用）

保険金等<sup>[1]</sup>の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、  
会社は、その時効の援用を2年間はすることはありません。

（付則）

第33条（保険金受取人による基本契約の存続）の規定は、責任開始の時を保  
険法施行日の前までとする基本契約については、同法の施行日の前日までにした  
債権者等の通知には適用しません。

による診断を含みます。

- [5] 「免責事由」とは、第2条（保険金  
の支払）(3)の事由をいいます。
- [6] 会社の指定した医師による必要な診  
断に応じなかったときを含みます。

#### 備考（第41条）

- [1] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、  
契約者配当金その他この基本契約に基  
づく諸支払金をいいます。

## 別表1 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次のとおりとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) クリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。）
- (4) 痢疾
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

## 別表2 死亡返戻金の額

死亡返戻金の額は、次の金額とします。

$$(基準保険金額^{[1]}) \times \frac{(契約日から死亡の日までの経過期間)}{(保険期間)}$$

（注）保険期間および基本契約の契約日から被保険者の死亡の日までの経過期間は、月を単位として計算し、1か月に満たない端数があるときは、その端数は切り上げます。

## 備考（別表2）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

## 別表3 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをおいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。 (3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
11 両下肢を足関節以上で失ったもの
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの

**別表4 必要書類**

(1) 保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

## ① 保険金または死亡返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第2条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 被保険者の死亡が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 6 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
満期保険金の支払（第2条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 勤労者財産形成促進法施行令に規定する持家の取得等にかかる住宅の登記事項証明書その他の書類 4 保険契約者の戸籍抄本 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
死亡返戻金の支払（第3条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
重度障害による保険金等の支払（第4条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

## ② その他

項目	提出する者	必要書類
重度障害の通知（第4条(1)関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の身体障害が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであるときは、これらの事実を証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第11条関係）	保険契約者または死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
死亡保険金受取人の代表者の指定または変更（第16条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更（第18条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更（第19条関係）	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
契約の変更（第21条、第24条－第26条、第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財産形成非課税住宅貯蓄申込書 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
保険期間の延長変更の特例（第22条関係）	保険契約者	1 財産形成非課税住宅貯蓄申込書（保険料払済契約に変更した基本契約を除きます。） 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第31条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の存続（第33条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払（第34条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 勤労者財産形成促進法施行令に規定する持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の書類 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
契約者配当金の支払（第37条関係）	保険契約者または死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

- (2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3) (1)の書類のうち、契約の変更、保険期間の延長変更の特例および解約にかかるものは、勤務先を経由して会社に提出してください。
- (4) 勤務先が事務代行団体に基本契約にかかる事務を委託している場合は、(3)の書類は勤務先および事務代行団体を経由して会社に提出してください。

# 財形終身年金保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)  
(平成 22 年 4 月 1 日改正)

## 目次

第1章 総則	
第1条 保険契約関係者	92
第2章 年金の支払	
第2条 年金の支払	92
第3条 繼続年金の支払	92
第4条 年金の支払方法	93
第5条 年金の上乗支払	93
第6条 被保険者死亡の場合における上乗年金の支払	94
第7条 年金上乗期間中に積み増された積増年金の支払	94
第8条 年金不払期間中に積み増された積増年金の支払	95
第3章 責任開始	
第9条 責任開始の時	95
第10条 保険証券	95
第4章 保険料の払込み	
第11条 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間	96
第12条 契約の失効	96
第13条 勤務先等による保険料払込みの代行	96
第14条 未経過期間に対する保険料の払戻し	96
第15条 保険料累計額の制限	97
第5章 契約の解除	
第16条 重大事由による契約の解除	97
第17条 加入限度額超過による契約の解除	97
第6章 契約の取消しおよび無効	
第18条 詐欺による取消し	98
第19条 不法取得目的による無効	98
第7章 年金受取人または年金継続受取人の代表者	
第20条 年金受取人または年金継続受取人の代表者	98
第8章 住所等の変更	
第21条 住所等の変更	98
第9章 契約の変更	
第22条 契約の変更	98
第23条 保険料払済契約への変更	99
第24条 保険料払済契約への変更の特例	99
第25条 保険料払済契約の復旧	99
第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第26条 加入年齢の計算	100
第27条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	100
第11章 解約	
第28条 保険契約者による解約	100
第29条 勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約	100
第12章 返戻金の支払	
第30条 返戻金の支払	101
第13章 契約者配当	
第31条 契約者配当金の割当て	101
第32条 契約者配当金の支払	102
第14章 譲渡禁止	
第33条 譲渡禁止	103

第 15 章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	103
第 34 条 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	103
第 16 章 年金等の請求および支払時期等	
第 35 条 年金等の請求および支払時期等	103
第 36 条 消滅時効の援用	104
別表 1 重度障害の状態	
別表 2 必要書類	

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (保険契約関係者)

- (1) この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
- (2) この保険契約の被保険者は、保険契約者と同一人とします。

## 第 2 章 年金の支払

### 第 2 条 (年金の支払)

年金は、年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>または年ごとの年金支払事由発生応当日<sup>[2]</sup>に被保険者が生存しているときに、年金受取人<sup>[3]</sup>に支払います。

### 備考 (第 2 条)

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第 26 条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の 1 年ごとの応当月の末日とします。
- [3] 年金受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。

### 第 3 条 (継続年金の支払)

年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>以後保証期間<sup>[2]</sup>内に被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の翌日以後保証期間<sup>[2]</sup>内に年ごとの年金支払事由発生応当日<sup>[3]</sup>が到来したときは、継続年金<sup>[4]</sup>を年金継続受取人<sup>[5]</sup>に支払います。

### 備考 (第 3 条)

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第 26 条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 「保証期間」とは、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡した場合に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応

当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。

- [4] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。
- [5] 年金継続受取人は、継続年金の支払を受けるべき保険契約者とします。

#### 第4条（年金の支払方法）

- (1) 会社は、各年金支払年度<sup>[1]</sup>に支払うべき年金額を6回に分割し、年金支払事由発生日<sup>[2]</sup>または年ごとの年金支払事由発生応当日<sup>[3]</sup>の2か月ごとの応当日<sup>[4]</sup>に、その1回分を支払います。この場合において、1回分の支払金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は各年金支払年度<sup>[1]</sup>の最初に支払うべき金額に合算して支払います。
- (2) 保証期間<sup>[5]</sup>経過後に被保険者が死亡した場合において、被保険者の死亡した日を含む年金支払年度<sup>[1]</sup>に支払うべき年金に未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

#### 備考（第4条）

- [1] 「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生応当日の前日に終わる期間をいいます。
- [2] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日を含む月の2か月ごとの月にその応当日がない場合は、その月の末日とします。
- [5] 「保証期間」とは、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡した場合に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。

#### 第5条（年金の上乗支払）

- (1) 年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>以後において、被保険者または被保険者の配偶者<sup>[2]</sup>が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人は、年金上乗期間<sup>[3]</sup>にわたり、元の年金<sup>[4]</sup>の額に上乗年金<sup>[5]</sup>の額を加えて得た額の支払を請求することができます。
  - ① 基本契約の責任開始時以後<sup>[6]</sup>に重度障害の状態（別表1）となり、請求時においてその状態が継続しているとき
  - ② 6か月以上の期間にわたり療養を必要とする状態<sup>[7]</sup>となり、請求時においてその状態が継続しているとき
- (2) 次のいずれかに該当するときは、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ① 年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>から年金上乗期間<sup>[3]</sup>の満了する日までの期間が

#### 備考（第5条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 「配偶者」には、届出がなくても事

5年末満であるとき

- (2) 上乗年金<sup>[5]</sup>の支払回数が、1回限りであるとき
- (3) すでに上乗年金<sup>[5]</sup>の支払の請求をしたものであるとき
- (3) 本条(1)の請求があった場合、年金上乗期間<sup>[3]</sup>の満了の日の翌日から保証期間<sup>[8]</sup>の満了の日までの期間についてはその間の年金を支払いません。
- (4) 本条(1)の請求があった場合、上乗年金<sup>[5]</sup>は、その請求の日から3か月を経過後最初に到来する年金支払日から支払います。
- (5) 上乗年金<sup>[5]</sup>の額は、会社の定める計算方法により算出するものとし、年金支払日ごとに会社の定める計算方法により分割して支払います。

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

- [3] 「年金上乗期間」とは、本条(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [4] 「元の年金」とは、本条による請求がなかったとした場合に支払うべき年金をいいます。
- [5] 「上乗年金」とは、元の年金の額に加えて支払う一定額の年金をいいます。
- [6] 「責任開始時以後」とは、第9条（責任開始の時）による責任開始の時以後をいいます。
- [7] 療養を必要とする状態とは、次のとおりとします。
  - (1) 医師の治療を受けている状態
  - (2) 医師の指示に基づき静養している状態 ((1)に該当する場合を除きます。)
- [8] 「保証期間」とは、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡した場合に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。

## 第6条（被保険者死亡の場合における上乗年金の支払）

年金上乗期間<sup>[1]</sup>の満了する日までに被保険者が死亡した場合、年金上乗期間<sup>[1]</sup>のうち継続年金<sup>[2]</sup>を支払う期間分の上乗年金<sup>[3]</sup>については、継続年金<sup>[2]</sup>とともに支払います。

## 備考（第6条）

- [1] 「年金上乗期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [2] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。
- [3] 「上乗年金」とは、元の年金の額に加えて支払う一定額の年金をいいます。

## 第7条（年金上乗期間中に積み増された積増年金の支払）

- (1) 第5条（年金の上乗支払）(4)により上乗年金<sup>[1]</sup>の支払を開始する日以後年金上乗期間<sup>[2]</sup>の満了の日までの間に年金が積増しされたときは、その積増年金<sup>[3]</sup>のうち年金不払期間<sup>[4]</sup>分については、その積増しの都度、その積増年金<sup>[3]</sup>を積み増す日から年金上乗期間<sup>[2]</sup>の満了する日までの期間にわたって分割して支払います。
- (2) 本条(1)により支払う積増年金<sup>[3]</sup>の額は、会社の定める方法により算出するものとし、年金支払日ごとに会社の定める方法により分割して支払います。
- (3) 年金上乗期間<sup>[2]</sup>の満了する日までに被保険者が死亡した場合、年金上乗期間<sup>[2]</sup>のうち継続年金<sup>[5]</sup>を支払う期間分の積増年金<sup>[3]</sup>については、継続年金<sup>[5]</sup>とともに支払います。

## 備考（第7条）

- [1] 「上乗年金」とは、元の年金の額に加えて支払う一定額の年金をいいます。
- [2] 「年金上乗期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [3] 「積増年金」とは、第32条（契約者配当金の支払）(4)により積み増された年金をいいます。
- [4] 「年金不払期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(3)により年金の支払をしない期間をいいます。

[5] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。

### 備考（第8条）

- [1] 「年金上乗期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [2] 「積増年金」とは、第32条（契約者配当金の支払）(4)により積み増された年金をいいます。
- [3] 「年金不払期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(3)により年金の支払をしない期間をいいます。

## 第8条（年金不払期間中に積み増された積増年金の支払）

(1) 年金上乗期間<sup>[1]</sup>の満了日の翌日以後に年金が積み増されたときは、その積増年金<sup>[2]</sup>のうち年金不払期間<sup>[3]</sup>分の支払については、第4条（年金の支払方法）にかかわらず、次のとおりとします。

被保険者の状態	年金不払期間 <sup>[3]</sup> 分の積増年金の支払
年金不払期間 <sup>[3]</sup> の満了時に被保険者が生存している場合	年金不払期間 <sup>[3]</sup> 満了後の最初の年金の支払の際に支払います。
年金不払期間 <sup>[3]</sup> 中に被保険者が死亡した場合	被保険者の死亡後に支払います。

(2) 本条(1)により支払う積増年金額は、会社の定める計算方法により算出します。

## 第3章 責任開始

### 第9条（責任開始の時）

(1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
② 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時

(2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。

(3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

(4) 本条(3)の場合、保険証券は保険契約者の勤務先<sup>[1]</sup>を経由して保険契約者に交付します。ただし、保険契約者の勤務先<sup>[1]</sup>が事務代行団体<sup>[2]</sup>にこの基本契約にかかる事務を委託しているときは、事務代行団体<sup>[2]</sup>および勤務先<sup>[1]</sup>を経由して保険契約者に交付します。

## 第10条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者兼被保険者の氏名
- ③ 年金受取人の氏名
- ④ 支払事由
- ⑤ 年金額
- ⑥ 年金支払期間
- ⑦ 保証期間
- ⑧ 年金支払開始年齢
- ⑨ 年金支払事由発生日

### 備考（第9条）

- [1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。
- [2] 「事務代行団体」とは、労働者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。

- ⑩ 保険料およびその払込方法
- ⑪ 契約日
- ⑫ 保険証券を作成した年月日
- ⑬ 非課税扱いの旨

## 第4章 保険料の払込み

### 第11条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

- (1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 <sup>[1]</sup> を含む月の1日から末日までの期間 <sup>[2]</sup>
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 <sup>[1]</sup> の前日までの期間

- (2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、第13条（勤務先等による保険料払込みの代行）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

### 備考（第11条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となります、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

### 第12条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

### 備考（第12条）

[1] 「猶予期間」とは、第11条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

### 第13条（勤務先等による保険料払込みの代行）

- (1) 第2回以降の保険料は、この基本契約にかかる勤務先<sup>[1]</sup>が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (2) 保険契約者の勤務先<sup>[1]</sup>が事務代行団体<sup>[2]</sup>にこの基本契約にかかる事務を委託している場合は、本条(1)にかかわらず、第2回以降の保険料は、その勤務先<sup>[1]</sup>が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体<sup>[2]</sup>が保険契約者に代わって払い込んでください。
- (3) 本条(1)(2)により勤務先等<sup>[3]</sup>が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書<sup>[4]</sup>または覚書<sup>[5]</sup>に基づいてその勤務先等<sup>[3]</sup>から会社<sup>[6]</sup>に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれるものとします。

### 備考（第13条）

[1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。

[2] 「事務代行団体」とは、労働者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。

[3] 「勤務先等」とは、勤務先または事務代行団体をいいます。

[4] 「財形貯蓄取扱依頼書」とは、この基本契約にかかる事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。

[5] 「覚書」とは、財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約にかかる事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものとします。

[6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第14条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める

### 備考（第14条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月

方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料額の減額変更
- ③ 保険料払込期間の短縮変更
- ④ 年金支払事由発生日の繰上変更
- ⑤ 保険料払済契約への変更

の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

## 第15条（保険料累計額の制限）

保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額<sup>[1]</sup>の範囲内であることを必要とします。

## 備考（第15条）

[1] 保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。

## 第5章 契約の解除

### 第16条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
  - ① この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為<sup>[1]</sup>があった場合
  - ② 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、すでにその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、年金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

## 備考（第16条）

[1] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

### 第17条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の基本年金<sup>[1]</sup>額が、加入限度額<sup>[2]</sup>を超える場合<sup>[3]</sup>には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、年金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

## 備考（第17条）

- [1] 「基本年金」とは、年金のうち第32条（契約者配当金の支払）(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第6章 契約の取消しおよび無効

### 第18条（詐欺による取消し）

保険契約者または年金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

### 第19条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 第7章 年金受取人または年金継続受取人の代表者

### 第20条（年金受取人または年金継続受取人の代表者）

- (1) 基本契約について年金受取人または年金継続受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の年金受取人または年金継続受取人を代理するものとします。
- (2) 年金受取人または年金継続受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について年金受取人または年金継続受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の年金受取人または年金継続受取人に対しても、その効力を有します。

### 備考（第20条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第8章 住所等の変更

### 第21条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者、年金受取人または年金継続受取人が住所または氏名を変更したときは、会社<sup>[1]</sup>に届け出してください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者、年金受取人または年金継続受取人の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、年金受取人または年金継続受取人に到達したものとみなします。

### 備考（第21条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第9章 契約の変更

### 第22条（契約の変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後保険料払込期間の満了前に限り、次の変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金<sup>[1]</sup>額を変更します。
  - ① 保険料額を増額または減額するための変更
  - ② 保険料の払込方法（回数）および保険料額を変更しないで、保険料払込期間を延長または短縮するための変更
  - ③ 保険料の払込方法（回数）および保険料額を変更しないで、年金支払事由発生日を繰り上げるまたは繰り下げるための変更
- (2) 保険契約者は、変更後の基本契約が次のいずれかに該当することとなるとき、または基本契約の契約日における被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき<sup>[2]</sup>は、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ① 保険料額が1000円の倍数とならないとき

### 備考（第22条）

- [1] 「基本年金」とは、年金のうち第32条（契約者配当金の支払）(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [2] 「基本契約の契約日における被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき」は、本条(1)②③の変更の場合に限ります。
- [3] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当

- ② 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第15条（保険料累計額の制限）に規定する最高限度額を超えるとき
- ③ 会社の定める契約種類が基本契約の契約日における財形終身年金保険の契約種類のいずれかに該当しないとき
- ④ 保険料払込期間が5年に満たないとき、または25年を超えるとき
- ⑤ 変更後の基本年金<sup>[1]</sup>額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき、または加入限度額<sup>[3]</sup>を超えるとき<sup>[4]</sup>
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社<sup>[5]</sup>に提出してください。
- (4) 保険料払済契約への変更後にする保険料払込期間の短縮変更<sup>[6]</sup>の請求の場合には、基本年金<sup>[1]</sup>額を変更しません。
- (5) 本条(1)①の請求があった場合において、その基本契約に未払保険料があるときは、本条(1)の規定による保険料額の変更の効力は、その未払保険料に対しても及ぶものとします。

## 第23条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により基本年金<sup>[1]</sup>額を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更前の基本契約に対する未払保険料の額が積立金<sup>[2]</sup>の額以上であるときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。

## 第24条（保険料払済契約への変更の特例）

保険契約者が海外転勤継続適用申告書<sup>[1]</sup>を提出しようとするときは、基本契約を保険料払済契約に変更<sup>[2]</sup>することを必要とします。

## 第25条（保険料払済契約の復旧）

- (1) 保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、保険料払済契約の復旧<sup>[1]</sup>を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金<sup>[2]</sup>額を変更します。
- (2) 保険料払込期間を経過しているときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、変更後の基本年金<sup>[2]</sup>額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないときは、本条(1)の請求に併せて、その年金額を最低年金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をしてください。
- (5) 本条(1)の請求があった場合、保険料払済契約に変更した日以後本条(1)の変更の効力発生日を含む月の前月までに払込時期<sup>[4]</sup>が到来した保険料については、これを払い込む必要がありません。

たりの年金の年額をいいます。

- [4] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [5] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [6] 保険料払込期間の満了の日を保険料払済契約への変更の効力発生日の翌日とするものに限ります。

## 備考（第23条）

- [1] 「基本年金」とは、年金のうち第32条（契約者配当金の支払）(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 備考（第24条）

- [1] 「海外転勤継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [2] 第23条（保険料払済契約への変更）による変更をいいます。

## 備考（第25条）

- [1] 「保険料払済契約の復旧」とは、保険料払済契約に変更した基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更をいいます。
- [2] 「基本年金」とは、年金のうち第32条（契約者配当金の支払）(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「払込時期」とは、第11条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の払込時期をいいます。

## 第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第26条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、満年齢により計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

### 備考（第26条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

### 第27条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあつた場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時ににおける会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として基本年金<sup>[2]</sup>額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

### 備考（第27条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [2] 「基本年金」とは、年金のうち第32条（契約者配当金の支払）(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。

## 第11章 解約

### 第28条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>の前日までに限り、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に効力を生じます。
  - ① 月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に解約の通知があったとき
  - ② 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき

### 備考（第28条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第29条（勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約）

保険料払込期間の満了前に基本契約<sup>[1]</sup>が次の不適格事由等に該当するときは、次のとおり保険契約者から第28条（保険契約者による解約）(1)による解約の通知があったものとします。

### 備考（第29条）

- [1] 第22条（契約の変更）(4)の保険料払込期間の短縮変更をした基本契約を除きます。
- [2] 保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を提出している場合は、その申告書とします。

不適格事由等	解約の通知があったものとする時
① 保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄申告書 <sup>[2]</sup> に記載した賃金の支払者 <sup>[3]</sup> にかかる勤労者に該当しないこととなったとき <sup>[4]</sup>	その賃金の支払者にかかる勤労者に該当しないこととなった時
② 保険契約者が転任または退職した場合において、2年を経過する前に財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を会社に提出しなかったとき	その2年を経過した時
③ 保険料払済契約に変更した基本契約について、最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧 <sup>[5]</sup> の請求およびこれに基づく保険料の払込みがなかったとき <sup>[6]</sup>	その2年を経過した時
④ 保険契約者が法施行区域外に転居したとき <sup>[6]</sup>	転居した時
⑤ 海外転勤継続適用申告書 <sup>[7]</sup> を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由に該当することとなったとき	その事由に該当した時
⑥ 勤務先が基本契約にかかる事務を廃止したとき	その旨の届出があった時
⑦ 基本契約が勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約の要件を欠くに至ったとき <sup>[8]</sup>	その事実が生じた時

- [3] 「支払者」とは、租税特別措置法に規定する賃金の支払者をいいます。
- [4] 転任または退職した場合を除きます。
- [5] 「保険料払済契約の復旧」とは、第25条（保険料払済契約の復旧）の保険料払済契約の復旧をいいます。
- [6] 海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。
- [7] 「海外転勤継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [8] ①②③のいずれかに該当するときを除きます。

## 第12章 返戻金の支払

### 第30条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
  - ① 基本契約の解除
  - ② 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ③ 基本契約の失効
  - ④ 年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>前の被保険者の死亡
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。

### 備考（第30条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

## 第13章 契約者配当

### 第31条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経

過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

### 第32条（契約者配当金の支払）

- (1) 年金支払事由発生前において第31条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中に到来する年金支払事由発生前の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に効力を有する基本契約<sup>[2]</sup>に限り、その月ごとの契約応当日<sup>[1][3]</sup>から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第31条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金<sup>[4]</sup>は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 年金支払事由発生前において次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金<sup>[5]</sup>を支払います。
  - ① 被保険者の死亡
  - ② 基本契約の解除
  - ③ 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
  - ④ 基本契約の失効
- (4) 年金支払事由発生日<sup>[6]</sup>または年金支払期間<sup>[7]</sup>内の年ごとの年金支払事由発生応当日<sup>[8]</sup>が到来したときは、契約者配当金<sup>[9]</sup>を年金の保険料に充て会社の定める計算方法によりその年金を積み増すことにより支払います。
- (5) 本条(4)による積増年金は、契約者配当金<sup>[9]</sup>を保険料に充てた日から年金の支払をするものであって、その日において基本契約について支払われるべき基本年金<sup>[10]</sup>と同じものとします。
- (6) 第31条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

### 備考（第32条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 月ごとの契約応当日に基本契約の解除または第28条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約を除きます。
- [3] 基本契約の契約日からその日を含めて1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日とします。
- [4] 翌事業年度中に年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(4)により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。
- [5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [6] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [7] 繼続年金を支払っている保証期間を含みます。
- [8] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [9] 年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [10] 「基本年金」とは、年金のうち本条(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。

## 第14章 謹度禁止

### 第33条（謹度禁止）

年金受取人または年金継続受取人は、年金、継続年金<sup>[1]</sup>、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

### 備考（第33条）

[1] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払いに代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。

## 第15章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

### 第34条（年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

年金等<sup>[1]</sup>を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、その支払金額から差し引きます。

### 備考（第34条）

- [1] 「年金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 年金
  - (2) 継続年金
  - (3) 返戻金
  - (4) 契約者配当金
  - (5) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払保険料
  - (2) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第16章 年金等の請求および支払時期等

### 第35条（年金等の請求および支払時期等）

- (1) 年金受取人または年金継続受取人が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2) 年金継続受取人の代表者が年金継続受取人の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (3) 保険契約者、年金受取人または年金継続受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表2）を会社<sup>[1]</sup>に提出して年金等<sup>[2]</sup>を請求してください。
- (4) 年金等<sup>[2]</sup>は、本条(3)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (5) 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条(4)にかかわらず、年金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(3)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

### 備考（第35条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「年金等」とは、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

年金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
① 年金の支払事由発生の有無の 確認が必要な場合	第5条（年金の上乗支払）所定の重度障害の状態または所定の療養を必要とする状態に該当する事実の有無
② この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の基本契約締結の目的または年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- (6) 本条(5)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本

条(4)(5)にかかわらず、年金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(3)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

① 本条(5)②に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日

② 本条(5)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

③ 本条(5)に定める事項についての日本国外における調査 180日

(7) 本条(5)(6)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等<sup>[2]</sup>の支払は行いません。

(8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

### 第36条（消滅時効の援用）

年金等<sup>[1]</sup>の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることはありません。

### 備考（第36条）

[1] 「年金等」とは、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

## 別表1 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態		備考
1 両眼が失明したもの		(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの		(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそし失したものをおいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの		「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの		(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの		(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの		(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの		(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの		
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの		
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの		
11 両下肢を足関節以上で失ったもの		
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの		
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの		

## 別表2 必要書類

(1) 年金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

### ① 年金の支払

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第2条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
継続年金の支払（第3条関係）	年金継続受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 年金継続受取人の戸籍抄本 4 年金継続受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

年金の上乗支払（第5条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 配偶者であることを証明できる書類（配偶者について年金の上乗支払の請求をするときに限ります。） 5 年金受取人の戸籍抄本 6 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
----------------	-------	--

## (2) 返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除もしくは解約または失効による返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡による返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

## (3) その他

項目	提出する者	必要書類
未経過期間に対する保険料の払い戻し（第14条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
年金受取人等の代表者の指定または変更（第20条関係）	年金受取人または年金継続受取人	1 会社所定の通知書 2 年金受取人または年金継続受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の変更（第22条、第23条、第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財産形成非課税年金貯蓄申込書 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
保険契約者による解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

- (2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- (3) (1)の書類のうち、契約の変更および解約にかかるものは、勤務先を経由して会社に提出してください。
- (4) 勤務先が事務代行団体に基本契約にかかる事務を委託している場合は、(3)の書類は勤務先および事務代行団体を経由して会社に提出してください。

# 指定代理請求特則条項

(平成 20 年 7 月 2 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

## 目次

第1条 趣旨	107
第2条 特則の付加	107
第3条 特則の対象となる保険金等の請求	107
第4条 指定代理請求人の指定またはその変更	107
第5条 指定代理請求人による保険金等の請求	108
第6条 告知義務違反等による契約の解除等	108
第7条 保険契約者による特則の解約	108
第8条 主約款等の規定の準用	108
第9条 基本契約が夫婦保険等の場合の特則	109
第10条 基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則	109

## 第1条（趣旨）

この特則条項は、指定代理請求特則について定め、指定代理請求特則は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、保険契約者があらかじめ指定または指定の変更をした指定代理請求人が保険金等の請求を行うことを可能とするものです。

## 第2条（特則の付加）

この特則は、被保険者の同意を得て、基本契約の締結の際にまたはその締結後に、基本契約に付加することができます。

## 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）

この特則の対象となる保険金等は、次のものとします。

- ① 被保険者が受け取ることとなる保険金等<sup>[1]</sup>の請求
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求
- ③ 被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障害による保険金の支払にかかる重度障害の通知

## 第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）

- (1) この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定してください。
  - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
  - ② 被保険者の直系血族
  - ③ 被保険者の兄弟姉妹
  - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 本条(1)にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条(1)の範囲内で、指定代理請求人の指定を変更することができます。
- (3) 保険契約者が本条(1)の指定を変更しようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)(2)の指定または指定の変更は、保険証券に記載を受け、またはその指定もしくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

## 備考（第3条）

- [1] 「被保険者が受け取ることとなる保険金等」には、被保険者と保険契約者が同一人の場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等を含みます。

## 備考（第4条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第5条（指定代理請求人による保険金等の請求）

- (1) 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）に定める保険金等の受取人<sup>[1]</sup>が、保険金等の請求をできない次のいずれかの事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人<sup>[1]</sup>に代わって保険金等を請求することができます。
- ① 保険金等の請求の意思表示が困難であると会社が認めた場合
  - ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
  - ③ その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- (2) 指定代理請求人が本条(1)の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)の範囲内の者であることを必要とします。
- (3) 本条(1)により、会社が保険金等を保険金等の受取人<sup>[1]</sup>の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者もしくは故意に被保険者を重度障害による保険金の支払いにかかる重度障害状態に該当させた者または故意に保険金等の受取人<sup>[1]</sup>を本条(1)に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

## 第6条（告知義務違反等による契約の解除等）

この特則が付加されている場合において、基本契約<sup>[1]</sup>もしくは基本契約に付加されている特約<sup>[2]</sup>の告知義務違反による解除、重大事由による解除または加入限度額超過による解除について、保険契約者もしくはその法定代理人を知ることができないとき、またはこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者もしくはその法定代理人に通知できないときは、主約款等<sup>[3]</sup>に定める通知の相手方のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

## 第7条（保険契約者による特則の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも将来に向かって、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。
- (2) 本条(1)によりこの特則が解約された場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。
- (3) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約は、保険証券に記載を受け、または解約が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

## 第8条（主約款等の規定の準用）

この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等<sup>[1]</sup>の規定を準用します。

## 備考（第5条）

- [1] 重度障害による保険金の支払にかかる通知または保険料の払込免除の請求の場合は、保険契約者とします。

## 備考（第6条）

- [1] 「基本契約」には、契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。
- [2] 「特約」には、契約変更に関する特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。
- [3] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

## 備考（第7条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 備考（第8条）

- [1] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

## 第9条（基本契約が夫婦保険等の場合の特則）

この特則を夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約<sup>[1]</sup>に付加した場合には、次のとおり取扱います。

- ① 第2条（特則の付加）および第7条（保険契約者による特則の解約）(1)中「被保険者」とあるのは「配偶者である被保険者」と読み替えます。
- ② 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）②中「被保険者」とあるのは「保険料の払込免除事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ③ 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）③中「被保険者」とあるのは「重度障害の状態に該当した被保険者」と読み替えます。
- ④ 第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)(2)にかかわらず、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、次の者の指定代理請求人として、それぞれ次の者を指定してください。
  - ア. 主たる被保険者の指定代理請求人 配偶者である被保険者
  - イ. 配偶者である被保険者の指定代理請求人 主たる被保険者

## 備考（第9条）

- [1] 主たる被保険者または配偶者である被保険者が死亡（主約款等の規定により死亡とみなされる場合を含みます。）している基本契約および配偶者である被保険者が被保険者の資格を失っている基本契約を除きます。

## 第10条（基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則）

この特則を財形積立貯蓄保険または財形住宅貯蓄保険の基本契約に付加した場合には、第3条（特則の対象となる保険金等の請求）③中「保険金」とあるのは「死亡保険金または死亡返戻金」と読み替えます。

## 別表 必要書類

(1) この特則条項に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
指定代理請求人の指定の変更（第4条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求（第5条関係）	指定代理請求人	1 主約款等に定める保険金等の請求書類 2 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 3 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 4 被保険者または指定代理請求人の健康保険証
特則の解約（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2) 会社は、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の提出の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。



# 用語解説

このしおりを読む上で参考になる「用語解説」

## い

### → 遺族／法定相続人

#### 【遺族】

- 当社(かんぽ生命)では、保険契約の目的は、多くの場合、被保険者またはその遺族の方の「経済生活の安定」のためという考え方に基づき、死亡保険金受取人が死亡した場合は、約款により、被保険者の遺族の方を新たな死亡保険金受取人としています。

#### 約款参照

「遺族」の具体的な範囲は、財形積立約款・財形住宅約款(死亡保険金受取人の死亡)条文

- なお、他社の保険契約では、一般的に、保険金受取人の法定相続人が新たな保険金受取人となっています。

#### 参考 法定相続人

民法の規定により、相続人となる権利のある人をいいます。

## か

### → 加入限度額

- 法令で定められた被保険者1人について加入できる払込保険料総額や年金の年額をいいます。

#### しおり参照

「加入の制限」のページ

### → 加入年齢

- 被保険者の加入時の年齢のことであり、保険種類に応じて、次のとおりです。

#### ○ 財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険

出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年未満の端数については6か月以下は切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。

#### ○ 財形終身年金保険

満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

(例) 36歳7か月の被保険者の加入年齢は37歳となります(ただし、財形終身年金保険の被保険者の加入年齢については、満年齢ですので36歳となります。)

## き

### → 基準保険金額

- 当社(かんぽ生命)と契約を締結するときに基準として定めた保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

### → 基本契約

#### 【基本契約】

- 「普通保険約款」に記載されている契約内容をいいます。

## く

### → クーリング・オフ

- 契約の申込み後であっても、一定の期間内であれば、その撤回または解除ができる制度をいいます。

#### しおり参照

「クーリング・オフ制度」のページ

## け

### → 契約応当日

- 契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日をいいます。
- 契約日に対応する日がない月の場合は、その月の翌月の1日をいいます。

### → 繼続年金

- 年金継続受取人が受け取る年金を継続年金といいます。

### → 契約関係者

(保険契約者／被保険者／年金受取人／年金継続受取人／保険金受取人)

#### 【保険契約者】

- 当社(かんぽ生命)と契約を結び、契約上の権利(例えば、契約内容の変更権)と、義務(例えば、保険料の払込み)がある方をいいます。

#### 【被保険者】

- その人の生死などが保険の対象とされる方をいいます。その方の生死に関して保険金や年金が支払われます。

## 【年金受取人】

- 年金を受け取る方をいいます。

## 【年金継続受取人】

- 保証期間内に被保険者が死亡したときに、残りの保証期間の年金を受け取る方を年金継続受取人といいます。

(注) 継続年金を受け取る権利は、ご契約者の相続財産となりますので、民法の相続の規定により、ご契約者から権利義務を承継した方が年金継続受取人となります。

## 【保険金受取人】

- 保険金を受け取る方をいいます。

保険証券に表示があります。

## →契約者配当金

- 毎年の決算に基づき、契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

### しおり参照

「契約者配当金」のページ

## →契約日

- 契約の保障（責任）が始まる日をいい、加入年齢や保険期間などの計算の基準日となります。

保険証券に表示があります。

## し

## →失効

- 保険料の払込猶予期間内に保険料の払込みがないため、契約が効力を失うことをいいます。

### しおり参照

「保険料の払込猶予期間と契約の失効」のページ

## →譲渡禁止

### しおり参照

「ご契約者をはじめとした関係者の保護」のページ

## た

## →第1回保険料相当額

- ご契約者に払込みいただくお金をいい、契約が成立したときには、第1回保険料となります。

## ち

## →直系血族

- 祖父母、父母、子、孫というように、世代が上下に直線的に連なる血縁者をいいます。

## つ

## →積立金（責任準備金）

- 将来の保険金などの支払いに備えて、保険料の中から積み立てているお金をいいます。

## ね

## →年金支払事由発生日

- 被保険者が年金支払開始年齢に達した日が年金支払事由発生日となります。

## は

## →払込時期

- 毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、月ごとの契約応当日を含む月の1日から末日までをいいます。
- 月ごとの契約応当日がその月の翌月1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までとします。

(例) 契約日が1月31日の場合、2月については、31日がありませんので、3月1日が月ごとの契約応当日となり、払込時期は、2月1日から同月末日までとなります。

保険証券に表示があります。

へ

## →返戻金

- 契約を解約したときなどに、当社（かんぽ生命）からご契約者に支払うお金をいいます。
- 保険種類や解約の時期によって、返戻金の有無や金額は異なります。

ほ

## →保険期間

- 契約上の保障が開始する日（契約日）から終了するまでの期間をいいます。

保険証券に表示があります。

## →保証期間

- 財形終身年金保険において、被保険者が、年金支払事由発生日以後に死亡した場合に、当社（かんぽ生命）が年金継続受取人に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。

## →保険金（額）

- 被保険者が死亡などの所定の支払事由に該当したときに、当社（かんぽ生命）から支払うお金（金額）をいいます。

保険証券に表示があります。

## →保険金の支払事由

- 被保険者の死亡などの保険金を支払う事由をいいます。

## →保険証券

- 契約した保険の内容（保険金額や保険期間、または年金額や年金支払期間など）を具体的に記載した書面で、当社（かんぽ生命）からご契約者にお渡しします。
- 大切に保管してください。

## →保険料

- ご契約者から、契約に基づき、保険金や年金などの支払いの対価として、当社（かんぽ生命）に払込みいただくお金をいいます。

保険証券に表示があります。

## →保険料払込期間

- 保険料を払込みいただく期間をいいます。

保険証券に表示があります。

## →保障（責任）開始時期／

### 保障（責任）開始の日

#### 【保障（責任）開始時期】

- 当社（かんぽ生命）が契約上の保障（責任）を開始する時期をいいます。
- 約款では「責任開始の時」と記載しています。

#### 【保障（責任）開始の日】

- 保障（責任）開始時期を含む日をいいます。約款では「責任開始の日」と記載しています。

め

## →免責事由

- 保険金などの支払事由に該当している場合でも、保険金などが支払われない事由をいいます。

や

## →約款

- ご契約者と当社（かんぽ生命）との「契約の加入から消滅までのとりきめ（契約内容）」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載されています。
- 約款には、「普通保険約款」（この冊子では「主約款」ともいいます。）、「特則条項」があります。
- 特則条項は、「普通保険約款」に記載されている契約内容と異なる特別な約束をするための契約内容をいいます。

ゆ

## →郵便局

- 「郵便局」は、日本郵政グループ会社の1つであり、当社（かんぽ生命）は業務の一部を委託しています。



# 問い合わせ窓口



## 電話での問い合わせ・相談・苦情

かんぽコールセンター



0120-552950

受付時間：9:00～21:00（平日） 9:00～17:00（土・日・休日（1月1日～3日は除きます。））

- ご相談内容により、下記のものよりのサービスセンターに転送することがあります。
- 土・日・休日の個別の契約に関する回答は、翌営業日になります。

## サービスセンターお客さま相談窓口

（平成21年12月現在）

センター名・所在地	受持区域
仙台サービスセンター 〒980-8792 仙台市青葉区上杉3-2-7	北海道・青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島
東京サービスセンター 〒109-8792 東京都港区三田1-4-60	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉 東京・神奈川・新潟・山梨・長野
岐阜サービスセンター 〒502-8792 岐阜市鷺山1769-3	富山・石川・福井・岐阜 静岡・愛知・三重
京都サービスセンター 〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町8	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取 島根・岡山・広島・山口・愛媛・高知・徳島・香川
福岡サービスセンター 〒812-8792 福岡市中央区大濠公園1-1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島・沖縄

### 当社のサービスセンターの説明では、ご納得いただけない場合

- かんぽ生命保険（当社）では、保険金の支払いなどに関する苦情について、各サービスセンターお客さま相談窓口等において、その解決に向けて対応させていただいております。
- これらの相談窓口の説明ではどうしてもご納得いただけず、第三者的な立場での審査をご要望されるなど、お客さま相談対応の中でその解決を図ることが困難となった場合は、ご契約者などからの請求により、社外の弁護士等により構成される「査定審査会」（当社組織）において「中立かつ公平な審査」を行う取組を行っています（平成21年12月現在）。
- 当社では、このような取組を通じて、査定業務の適正な執行の維持を図るとともに、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。なお、査定審査会は、今後変更することがあります。最新の情報は、当社ホームページ（<http://www.jp-life.japanpost.jp/>）でご確認ください。

# 窓口などの手続きや相談

## 1. もよりの郵便局

●郵便局株式会社のホームページ (<http://www.jp-network.japanpost.jp/>) でご確認ください。

## 2. かんぽ生命保険(当社)の支店(平成21年12月現在)

●月～金曜日(土・日・休日(1月2日・3日および12月31日を含む。)を除きます。)

●9:00～16:00

名称(注:★は統括支店)	所 在 地		
	郵便番号	住 所	代表番号
北海道	札幌支店★	〒060-0041 北海道札幌市中央区大通東2-1	011-221-6375
	函館支店	〒040-8799 北海道函館市新川町1-6	0138-22-9156
	旭川支店	〒070-8799 北海道旭川市六条通6-28-1	0166-26-1141
	帯広支店	〒080-8799 北海道帯広市西三条南8-10	0155-23-5418
東 北	青森支店	〒030-8799 青森県青森市堤町1-7-24	017-775-5223
	盛岡支店	〒020-8799 岩手県盛岡市中央通1-13-45	019-622-7503
	仙台支店★	〒980-8797 宮城県仙台市青葉区一番町1-1-34	022-267-7849
	秋田支店	〒010-8799 秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-1	018-823-1271
	山形支店	〒990-8799 山形県山形市十日町1-7-24	023-623-5973
	福島支店	〒960-0199 福島県福島市鎌田字下田4-2	024-553-8615
関 東	土浦支店	〒300-8799 茨城県土浦市城北町2-21	029-824-6010
	茨城支店	〒312-0052 茨城県ひたちなか市東石川1-10-20	029-275-3928
	宇都宮支店	〒320-8799 栃木県宇都宮市中央本町4-17	028-346-3302
	群馬支店	〒370-1201 群馬県高崎市倉賀野町1067-9	027-346-2597
	さいたま支店★	〒330-9797 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1	048-600-2066
	熊谷支店	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-195	048-527-0451
	川越支店	〒350-1199 埼玉県川越市小室22-1	049-247-8914
	千葉支店	〒260-8799 千葉県千葉市中央区中央港1-14-1	043-246-9480
	柏支店	〒277-0021 千葉県柏市中央町6-19	04-7168-3801
	船橋支店	〒273-0012 千葉県船橋市浜町2-1-1	047-437-2731
東 京	日本橋支店	〒103-8799 東京都中央区日本橋1-18-1	03-3277-6874
	麻布支店★	〒106-8799 東京都港区麻布台1-6-19	03-3583-9928
	新宿支店	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7	03-3340-9848
	上野支店	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14	03-3842-3083
	深川支店	〒135-8799 東京都江東区東陽4-4-2	03-3649-2185
	大森支店	〒143-8799 東京都大田区山王3-9-13	03-5742-5755
	巣鴨支店	〒170-0002 東京都豊島区巣鴨4-26-1	03-3910-0493
	八王子支店	〒192-0083 東京都八王子市旭町9-1	042-646-3747
	小金井支店	〒184-8799 東京都小金井市本町5-38-20	042-383-2465
	横浜支店★	〒231-8799 神奈川県横浜市中区日本大通5-3	045-212-3928
南関東	川崎支店	〒210-8799 神奈川県川崎市川崎区榎町1-2	044-222-5192
	藤沢支店	〒251-8799 神奈川県藤沢市藤沢115-2	0466-50-9075
	橋本支店	〒229-1199 神奈川県相模原市西橋本5-2-1	042-774-6046
	山梨支店	〒400-0199 山梨県甲斐市名取12-1	055-276-7594

名称(注:★は統括支店)		所 在 地		
		郵便番号	住 所	代表番号
信 越	新潟支店	〒951-8799	新潟県新潟市中央区東堀通7番町1018	025-222-2364
	長岡支店	〒940-1106	新潟県長岡市宮内3-10-9	0258-36-6194
	長野支店★	〒380-8797	長野県長野市栗田801	026-231-2342
	松本支店	〒390-0815	長野県松本市深志2-1-9	0263-33-4264
北 陸	富山支店	〒930-8799	富山県富山市桜橋通り6-6	076-433-6795
	高岡支店	〒933-8799	富山県高岡市御馬出町34	0766-28-7817
	金沢支店★	〒920-8797	石川県金沢市尾張町1-1-1	076-220-3171
	福井支店	〒910-8799	福井県福井市大手3-1-28	0776-30-1261
東 海	岐阜支店	〒500-8799	岐阜県岐阜市清住町1-3-2	058-262-2257
	静岡支店	〒420-8799	静岡県静岡市葵区黒金町1-9	054-253-2089
	浜松支店	〒430-8799	静岡県浜松市中区旭町8-1	053-453-2401
	名古屋支店★	〒469-8797	愛知県名古屋市中区丸の内3-2-5	052-963-6351
	岡崎支店	〒444-8799	愛知県岡崎市戸崎町宇原山4-5	0564-71-0815
	春日井支店	〒486-8799	愛知県春日井市柏井町3-102-1	0568-81-4337
	北名古屋支店	〒481-8799	愛知県北名古屋市弥勒寺西2-33	0568-22-3114
	四日市支店	〒510-8015	三重県四日市市松原町5-42	059-365-9813
	大津支店	〒520-0056	滋賀県大津市末広町7-1	077-510-0839
	京都支店	〒600-8799	京都府京都市下京区東塩小路町843-12	075-365-2039
近 畿	大阪支店★	〒530-8797	大阪府大阪市中央区北浜東3-9	06-6944-5765
	大阪南支店	〒542-8799	大阪府大阪市中央区東心斎橋1-4-2	06-6252-8968
	堺支店	〒590-8799	大阪府堺市堺区南瓦町2-16	072-222-7445
	布施支店	〒577-8799	大阪府東大阪市永和2-3-5	06-6729-5138
	神戸支店	〒650-8799	兵庫県神戸市中央区栄町通6-2-1	078-360-9125
	姫路支店	〒672-8799	兵庫県姫路市飾磨区中島1139-29	079-233-8292
	奈良支店	〒630-8115	奈良県奈良市大宮町7-1-33	0742-32-1826
	和歌山支店	〒640-8152	和歌山县和歌山市十番丁19番地	073-421-8641
	鳥取支店	〒680-8799	鳥取県鳥取市東品治町101	0857-22-1527
	松江支店	〒690-8799	島根県松江市東朝日町138	0852-28-9745
中 国	岡山支店	〒700-8799	岡山県岡山市北区中山下2-1-1	086-233-2864
	広島支店★	〒730-8797	広島県広島市中区東白島町19-8	082-224-5165
	福山支店	〒720-8799	広島県福山市東桜町3-4	084-924-1570
	防府支店	〒747-8799	山口県防府市佐波2-11-1	0835-38-8719
	徳島支店	〒770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1	088-625-3387
	高松支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1	087-821-3352
	松山支店★	〒790-8797	愛媛県松山市宮田町8-5	089-936-5612
四 国	高知支店	〒780-8799	高知県高知市北本町1-10-18	088-822-7906
	北九州支店	〒802-8799	福岡県北九州市小倉北区萩崎町2-1	093-951-3162
	福岡支店	〒810-8799	福岡県福岡市中央区天神4-3-1	092-713-2419
	佐賀支店	〒849-8799	佐賀県佐賀市高木瀬西3-2-5	0952-30-5097
九 州	長崎支店	〒852-8794	長崎県長崎市岩川町9-17	095-842-4469
	佐世保支店	〒857-0863	長崎県佐世保市三浦町3-3	0956-22-0448
	熊本支店★	〒860-8797	熊本県熊本市城東町1-1	096-328-5343
	大分支店	〒870-8799	大分県大分市府内町3-4-18	097-532-2417
	宮崎支店	〒880-0002	宮崎県宮崎市中央通3-30	0985-31-3615
	鹿児島支店	〒890-8794	鹿児島県鹿児島市武1-8-8	099-250-7861
	沖 縄	〒900-8799	沖縄県那覇市壺川3-3-8	098-833-5516

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

#### 【生命保険相談所】

〒100-0015 千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)

TEL.03-3286-2648 ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)

また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

#### [お願い]

- 当社あて契約に関する照会、問い合わせなどの際には「**保険証券**」をご用意ください。
- プライバシーの保護のため、問い合わせなどはご契約者ご本人や保険金受取人ご本人からお願いします。
- 当社のセンターおよび支店は、今後、変更することもありますので、最新の情報は、当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご確認ください。



## MEMO



# 説明事項の確認のお願い

この冊子は、契約にともなう大切な事項を記載したものです。  
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、  
契約を申込みいただくようお願いします。

## 特に

	しおりのページ
●クーリング・オフ制度	11
●契約の保障（責任）の開始時期	10
●保険料の払込方法	32
●保険料の払込猶予期間と契約の失効	33
●契約の解約と返戻金	38
●保険金などを支払いできない場合	28

などは、契約に際して、ぜひ理解していただきたい事項です。告知および保険料の受領など社員の役割も含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記に問い合わせください。  
なお、「この冊子」は、「保険証券」とともに大切に保管ご活用ください。

手続きや契約に関する問い合わせにつきましては、担当の社員か、  
もよりの「郵便局」「支店」または下記の「かんぽコールセンター」に問い合わせください。

かんぽコールセンター



こ こ に き こ う  
**0120-552950**

受付時間：9:00～21:00（平日） 9:00～17:00（土・日・休日（1月1日～3日は除きます。））

取扱店名・電話番号等

株式会社かんぽ生命保険

本社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2  
ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

ホ05080(22.2.FJP)



平成22年4月作成

18050800001003